

第2期
京丹波町子ども・子育て支援事業計画
(案)

令和2年2月

京丹波町

目 次

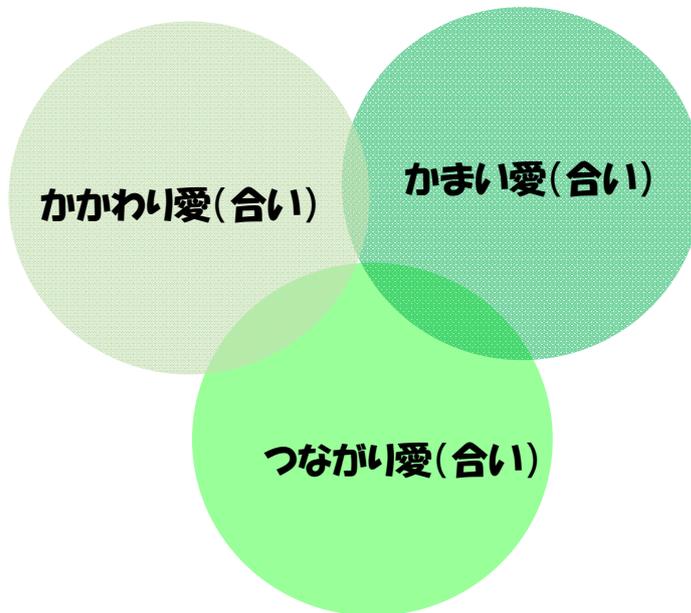
第1章 京丹波町子ども・子育て支援の基本的な考え方	1
1 子ども・子育てビジョン（基本理念）.....	1
2 計画の基本目標.....	2
3 施策の体系.....	3
第2章 子ども・子育て支援施策の展開	4
基本目標1 子ども・子育て支援の環境づくり.....	4
基本目標2 子ども・子育て支援の体制づくり.....	18
基本目標3 みんなでつながり子どもをはぐくむ郷づくり.....	27
第3章 量の見込みと確保方策	32
1 子ども・子育て支援制度の概要.....	32
2 将来フレーム.....	36
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制.....	37
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	38
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	44
6 子ども・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	44
第4章 計画策定にあたって	45
1 計画策定の背景と目的.....	45
2 計画の位置づけ.....	46
3 計画の対象.....	47
4 計画の期間.....	47
5 計画の策定体制と策定の経緯.....	47
第5章 京丹波町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	48
■京丹波町の子ども・子育て関連施設一覧.....	48
1 人口・世帯等.....	49
2 女性の就業状況.....	52
3 教育・保育サービスなどの状況.....	53
4 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	55
5 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果から見た子どもを取り巻く状況.....	59
6 第1期計画の進捗・達成状況.....	66
第6章 計画管理	70
1 計画の推進にあたって.....	70
2 計画進行管理の体制と仕組み.....	70
資料編	71

第1章 京丹波町子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 子ども・子育てビジョン（基本理念）

本計画は、「京丹波町子ども・子育て支援事業計画」の後継計画的な性格を有するものであることから、基本理念を踏襲することとし、本町における子ども・子育てビジョンとして次のように設定します。

子育てを みんなではぐくむ 地域の輪



京丹波町では、本町の生活文化や独自の魅力を活かして、子どもたちに多くの出会いと体験の機会を提供し、その中で、子どもたちの思いにふれ、“**かかわり愛(合い)**、**かまい愛(合い)**、**つながり愛(合い)**”ながら、親や地域の大人たちもたくさんのことを学ぶことができます。こうした取組を重ね、子どもたちの育ちが町の活力となることをめざします。

住民をはじめ、団体、事業者、行政などが連携し、協働することで、子どもと大人がふれあい、楽しみながら成長していくよう、取組を進めていきます。

2 計画の基本目標

基本理念の実現のため、基本目標を次の3つとします。

基本目標1 子育てのできる環境づくり

すべての子どもの健やかな成長の実現に向け、妊娠・出産期から切れ目なく“**かかわり愛(合い)**”、支援するとともに、子育てや子どもの心身の健康に関する相談及び情報提供に柔軟に対応できる体制づくりを進めます。

さらに、子どもは基本的人権を有する社会の一員として認識されるべきであり、子どもとしての権利を保障し、子どもたちが家庭、学校、地域の中で豊かな人間性をはぐくみ、子どもたちが可能性を最大限発揮して育つこと、子育てができる環境づくりを推進します。

基本目標2 子育て・親育ちのできる体制づくり

すべての子育て家庭に対して、地域における様々な子育て支援サービスを充実するとともに、そのサービスが身近で利用しやすく、より有効的なものとなるようネットワークづくりを推進します。また、子育てに悩みや不安を感じている保護者が安心して子育てをすることができるよう、保健・医療・福祉・教育など子育て支援にかかわる機関の連携を強化し、身近な地域で“**かまひ愛(合い)**”、適切な相談や情報提供ができるなど、親自身が子育てに自信をもち、子育てを楽しみと感じることが出来る親育ちの支援・充実を図ります。

さらに、家族全体で子どもを生み育てていく意識と自覚を高め、誰もが安心して子育てできる、家族の愛情にあふれた、ゆとりある家庭環境づくりを推進します。

基本目標3 みんなでつながり子どもをはぐくむ郷づくり

子どもを生み、子育て家庭の暮らしの場である地域には、互いが“**つながり愛(合い)**”、子育てを温かく支える地域の絆・支え合いの文化が維持されています。

地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるよう“地域”と“行政”とが協働し、地域全体で子どもを見守りはぐくむ仕組みづくりなど、“地域総がかりで子育てを支援する”環境づくりを促進します。

3 施策の体系

基本理念の実現をめざし、施策・事業を展開するため、施策の体系を次のように設定します。

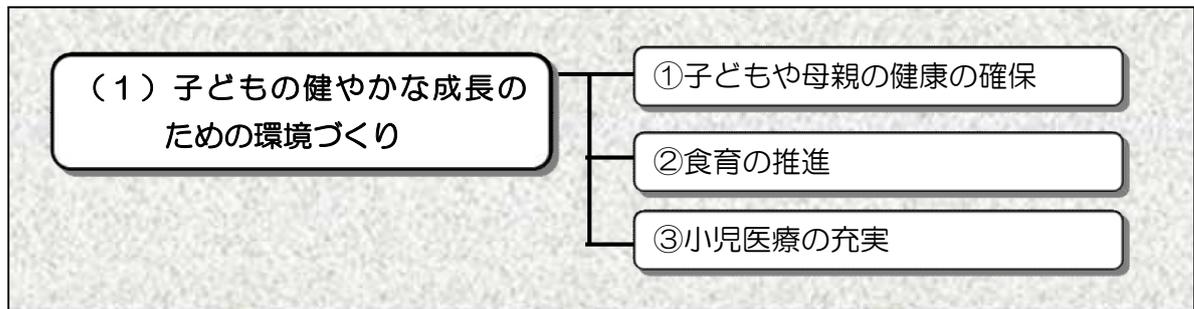


第2章 子ども・子育て支援施策の展開

※この章における目標指標は、子ども・子育て支援法における「教育・保育の量の見込みと提供体制」以外の計画期間における施策の達成状況を把握するための指標（目標数値など）を定めています。

基本目標1 子育てのできる環境づくり

(1) 子どもの健やかな成長のための環境づくり



【「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の意見】

- ・町内に子どもが夕方からでもいつでも行ける小児科・眼科・耳鼻科がある病院があるといい。
- ・午後も受診できる小児科・眼科・皮膚科・耳鼻科がある病院が町内にあると助かるし安心。
- ・子育て世代が自然豊かな環境で安心して暮らしていくためには、やはり教育と医療の充実が大事ではないか。
- ・京丹波町病院は午後診療と夜間診療をお願いしたい。小児科医も常にいてほしい。

【審議会グループワークの意見：子育てしやすい“まち”に必要な環境や未来像】

- ・子育て家庭の孤立の防止のために必要なこと
 - ⇒気軽に相談できる窓口の周知
 - ⇒子育てサロン、サークル活動等親子で集える場所の提供、支援、周知
- ・保護者同士のつながり、何でも相談できる関係づくり
- ・保護者や子どもから「助けて」と言ってもらえるような関係（そんな支援者になりたい）
- ・サークルや子育てサロンを通じてのネットワークづくり
- ・PTA活動

現状と課題

乳幼児の健康づくりを進めていくためには、訪問指導、育児相談、健康診査などのさらなる充実を図り、疾病や課題の早期発見・早期対応を図る必要があります。町では、母子保健法に基づく健康診査、保健指導など妊産婦から乳幼児期までの発達段階に応じた様々な母子保健事業を実施しています。また、豊かな人間性、生きる力を身に付けるには何より食が重要であるため、「第2次食育推進計画」を軸に、食育の推進に取り組んでいます。

小児医療は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基礎となるも

のですが、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」においては、子育て支援施策として「小児救急医療体制の充実」が最も望まれており、自由記述からも町内医療体制の充実を希望する記述が多く見られます。今後も引き続き、小児救急医療体制を維持するとともに、乳幼児期の死亡原因の第1位である事故を防止するため、保護者に対し、事故予防対策、応急処置の仕方、救急医療などに関する知識の普及を図る必要があります。

さらに、「審議会グループワーク」からは、子育てしやすい“まち”になるためには、子育て家庭の孤立の防止のため、気軽に相談できる窓口の周知や子育てサロン、サークル活動等親子で集える場所の提供、支援、周知、さらに保護者同士のつながり、何でも相談できる関係づくりが重要との意見がみられます。

母親の育児不安の軽減及び孤立化を防ぐためにも、相談しやすい体制づくりが必要です。

① 子どもや母親の健康の確保

施策の方向性

- 妊娠期から継続した親子の健康の確保・増進のための保健指導、健康診査を充実します。
- 発達段階に応じた子育てのきめ細かい知識の指導など、健診内容の充実を図り、発達相談の場や遊びの教室などの支援の場に適切につながります。

具体的な取組事業

・母子健康手帳の発行

発行時に保健師が面談し、妊娠中の情報提供や個別面談を行うことにより、安心して出産することができるよう支援します。

・妊婦健診・産婦健診費用の助成

妊娠・出産に係る費用負担を軽減するため、町事業として健診費用を助成（上限額有）負担します。

・マタニティマークの普及・啓発

妊婦にやさしいまちづくりをめざし、母子健康手帳発行時にマタニティマークのシールとキーホルダーを配布します。

・妊婦訪問・新生児訪問の実施

母子支援の一環として、希望に応じた妊婦訪問及び全数を対象とした新生児訪問を行います。

・妊婦・乳幼児相談の実施

母親の育児不安の軽減及び孤立化を防ぐため、妊娠中の相談や子どもの発達を確認しながら、育児や離乳食などの相談に個別に応じます。

・マタニティ・産後ヨガ教室の実施

妊娠から人とのつながりをつくり、健康的なマタニティ・産後ライフが送れるよう、ヨガ教室を通じた交流と健康づくりを支援します。

・産後ケア事業の実施

産後の体調不良や育児不安がある母子を対象に、母子ともに医療機関に宿泊する『宿泊型』

や助産師が自宅訪問する『アウトリーチ型』の産後ケア事業を実施し、心身の安定を図るとともに育児不安を解消し、産後も安心して子育てができるよう支援します。

- **ベビーマッサージ教室の開催**

親子のコミュニケーション醸成及び親同士の交流を図る場として開催します。

- **乳幼児健診の実施**

発達段階に応じたきめ細やかな支援が行えるよう、乳児前期・後期健診をはじめ、1歳6か月児健診、2歳児健診、3歳児健診を実施します。

- **乳幼児期における歯科保健の充実**

歯科医師による診察並びに歯科衛生士による保健指導を実施します。加えて、フッ化物塗布を推進することにより、歯科対策の充実に努めます。

- **ブックスタート事業の実施**

親子のコミュニケーション醸成をめざし、乳児前期健診の中で、保育士が1対1で絵本の読み聞かせを行った後、絵本をプレゼントします。

- **ベビ一体操教室の実施**

子どもの遊びを通じた成長・発達支援を促すため、作業療法士を中心にベビ一体操教室を実施します。

- **発達支援事業**

身近な相談の場として、医師や作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士等による専門的な相談の場を設けるとともに、療育事業を実施します。

- **不妊治療等助成金交付事業**

少子化対策の一環として、不妊治療に要する費用の一部を助成します。

- **予防接種事業**

重症化のおそれがある疾病の発生予防及びまん延防止のため、正しい知識の啓発や普及に努めたうえで、納得して予防接種を受けていただけるよう努めます。

- **女性のがん検診事業**

女性特有のがん予防対策として、子宮頸がん検診、乳がん検診の受診勧奨を行います。

- **多様性を尊重した子育て支援**

相談の場の提供、幼稚園・保育所・認定こども園、小中学校の連携により、子ども及び保護者の多様性を理解し、安心して子育てができるよう支援します。

目標指標

年度	平成 30 年度実績 (初期値)	令和 6 年度 (目標値)
成果指標		
・妊婦・乳児相談（参加率）	37.7%	45%
・マタニティ・産後ヨガ教室 (参加率)	36%	40%
・産後ケア事業の実施 (紹介者の利用率)	-	100%
・ベビーマッサージ教室 (参加率)	41.3%	55%
・乳幼児健診（受診率）	99.0%	100%
・フッ化物塗布（受診率）	20%	50%
・ブックスタート事業 (乳児前期健診 受診率)	100%	100%
・予防接種事業 (MR 予防接種 2 期接種率)	95.8%	95%以上
・子宮頸がん検診（受診率）	20.9%	50%
・乳がん検診（受診率）	15.0%	50%

② 食育の推進

施策の方向性

- 旬の食材・地元の食材を利用した料理情報の紹介を通じて、食への意識向上を図ります。
- 幼稚園・保育所・認定こども園・学校においては、正しい食生活や栄養の摂り方など、食生活全般にわたる教育を行います。
- 学校地域支援本部事業等を活用し、農林業と食に対する関心を高めるとともに、ふるさとへの愛情をはぐくみます。

具体的な取組事業

・乳幼児健診における栄養士の指導

月齢、年齢に応じた適切な食生活全般について、乳幼児健診時に栄養士による指導を行います。

・離乳食教室の開催

離乳食に対する不安軽減及び幼児食への移行を支援します。

・おやこの食育教室の開催

バランスの良い食べ方や食事のマナー等、良い食習慣を育て、食への関心を広げるとともに、親子の大切なコミュニケーションの場として、食生活改善推進員協議会に委託して実施します。

- **家庭や地域と連携した幼稚園・保育所・認定こども園・学校における「食育」教育の充実**

正しい食生活や栄養の摂り方などを学ぶため、家庭や地域との連携を強化するとともに、校種間の連携を図りながら食育の推進に努めます。

- **食への関心を高めるための栽培・収穫体験の実施**

栽培から収穫までの作業を体験する中で、地域の人とのふれあい、農産物への愛着やこころの成長を促すとともに、食に対する正しい知識を養います。

- **郷土愛をはぐくむ農林業体験教室の開催**

ふるさとへの愛情をはぐくむため、地域学校協働活動推進事業を活用し、町の特産である農林業に食をからめた体験教室を実施します。例えば、和知小学校では、地域学校協働本部うらら会の協力のもと、田植えや稲刈りを体験し、収穫したお米からおにぎりやお餅を作る取組などを実施しています。

- **学校給食などにおける地産地消の取組**

地元産食材への関心を高めるため、「京丹波野菜たっぷり献立の日」を設定し、地元産食材の積極的な活用を図ります。

- **旬の地元産食材を活かした料理情報の提供**

地域への愛着心を高め、四季折々に新鮮な旬の地元産食材の積極的な活用を図るため、料理情報を集約し提供します。

- **生活習慣病予防の教育を実施**

子どもの頃からのカリウム摂取（野菜・果物等）、適塩（減塩）の食習慣の定着をめざして子ども及び保護者に向けて指導を行います。

目標指標

年度	平成 30 年度実績 (初期値)	令和 6 年度 (目標値)
成果指標		
・乳幼児前期・後期健診における個別栄養指導（実施率）	100%	100%
・家庭や地域及び校種間連携の実施校数	9校	9校
・地域学校協働活動推進事業による取組校数	5校	5校

③ 小児医療の充実

施策の方向性

- 子どもの健康管理や疾病予防に対し、身近なかかりつけ医を持つように働きかけ、普段からの健康づくりを促進します。
- 乳幼児健診などを通じて資料を配布し、事故防止について指導します。また、保育所等においても事故防止に努めます。
- 南丹医療圏内において常勤小児科医師勤務体制がとれる京都中部総合医療センターと連携を図る中で、24時間の小児救急医療体制の確保に努めます。

具体的な取組事業

・かかりつけ医づくりの促進

子どもの健康管理や疾病予防、普段からの健康づくりを図るうえで、身近な存在である町立医療機関がかかりつけ医として活用されるよう積極的に働きかけます。

・小児救急電話相談の活用や医療機関の情報提供

保護者の不安解消を図るため、小児救急電話相談（＃8000）や町立医療機関の診療体制を、広報紙などを通じて周知します。

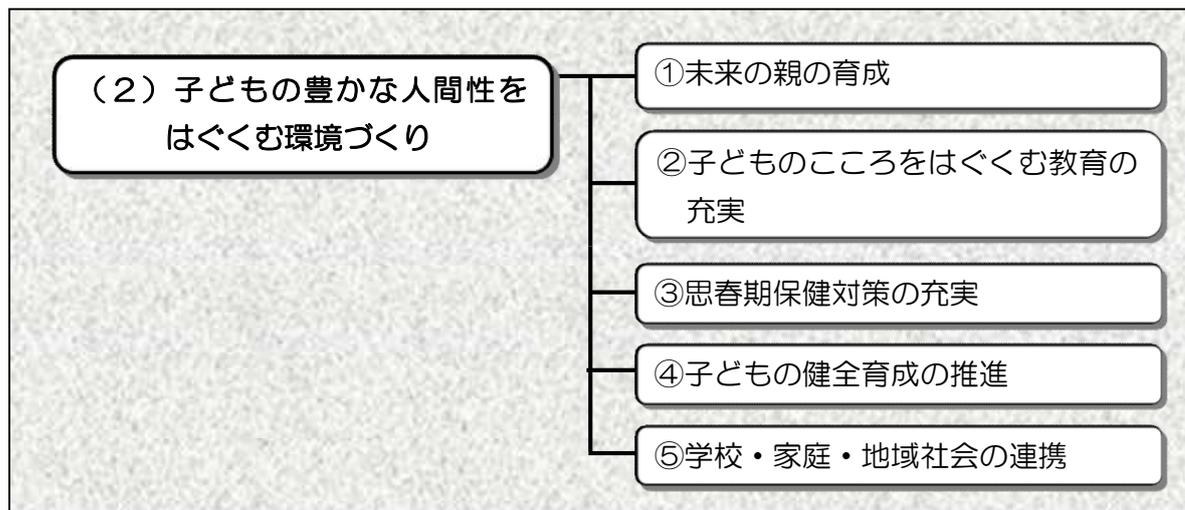
・乳幼児の事故防止対策

乳幼児健診の際に事故防止の啓発を行うとともに、幼稚園・保育所・認定こども園においては乳幼児の事故を防止するための危機管理体制構築と意識向上に努めます。

目標指標

年度	平成30年度実績 (初期値)	令和6年度 (目標値)
成果指標		
・土曜診療の実施	月2回 (第2、第4)	月2回
・医療機関の情報提供 (広報お知らせ版への掲載)	毎月	毎月
・乳幼児健診 (事故防止啓発の実施率)	100%	100%

(2) 子どもの豊かな人間性をはぐくむ環境づくり



【「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の意見】

- 子どもの入学予定の小学校の人数が少なく不安。早く合併させてほしい。勉強の面でも、クラブ活動等の面でも1学年10人以上はいてほしい。
- 小学生からもっと未来の社会へ向けた教育の充実、内容の充実を。農業や林業ばかりが就職先ではないし、都会に出たときにやっていけなくなったり、挫折するようなことにならないよう教育、発展を！！
- スポーツによくお金をかけているが、子どもたちの将来のことを思うと学力はどうなのか。学校の少なさによる競争心のなさを心配する。学校数は増やせなくても、学力向上や何かに特化した教育プログラムを期待する。
- 遊びや日常会話などを通じて日常的に英語に親しむことのできるこども園にしてほしい。

【審議会グループワークの意見：子育てしやすい“まち”に必要な環境や未来像】

- 木育の充実・工夫
- 子ども同士のコミュニティ、ネットワークづくり
- スポーツ、文化を通じた集まれる場所（学校以外）
- 幼児のうちからの運動体験を保育所などで（アクティブチャイルドプログラム）
- 学校や家庭で何でも話せる場所にしたい
- 幼稚園、保育所の遊具の統一、ブランコがない、鉄棒がない
- 豊かな自然、外で遊べる安全な環境、見守り
- 適正な規模の集団での活動、経験が必要
- 親が安全を優先しすぎていないか（責任負担を親がどう考えるか）
- 上級生との交流、地域内に遊ぶ友達が少ない

現状と課題

子どもは、子どもであると同時に未来の親でもあります。長期的な視点で捉えながら、未来を担う存在として健やかな成長を支援していかなければなりません。

京丹波町では、小中学校において多様な体験学習が積極的に展開されており、体験学習に関わる地域からの支援は協力的で、高い学習効果がみられます。

しかし、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」においては、少人数クラスへの心配の意見や学力向上を期待する意見がみられ、「審議会グループワーク」からも適正な規模の集団での活動、経験が必要との意見がみられ、今後は、適正な規模の集団での確かな学力向上のための取組も重要です。

また、町内全小中学校に学習支援員を配置し、支援が必要な児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を積み上げています。今後も引き続き、就学前から小学校との連携、地域との連携を図り、確かな学力と豊かなこころ、健やかな体の調和を図りながら「生きる力」をはぐくむことが重要です。

さらに学校においては、いじめや不登校などの様々な問題があり、複雑多様化しています。問題行動の防止や解決のためには、学校だけではなく、家庭はもちろんのこと、あらゆる関係機関と連携をとり、積極的に取り組む姿勢が必要不可欠です。

今後も、保護者の様々な期待に応えるとともに、子どもが成長する地域環境の向上のため、地域や関係機関との連携をさらに強めていくことが重要になります。

① 未来の親の育成

施策の方向性

- 多様な体験活動を通じて生きる力の育成をめざします。
- 道徳教育・人権教育や職場体験により意識の醸成を図り、未来を担う存在としての子どもの健やかな成長を支援します。
- 中高生等が、幼稚園・保育所・認定こども園との交流を行うなど、乳幼児とのふれあい体験などを通して、家庭の大切さや子どもを生み育てることの意義を理解し、社会の一員として自覚と責任を持って行動できる社会性をはぐくむための取組を推進します。
- 各スポーツ少年団や文化クラブ活動における地域指導者の活用や指導者研修会を実施するとともに、広報等により団員数増加につなげます。

具体的な取組事業

・生きる力を育成する体験活動の実施

将来にわたる生きる力を育成するために、各校生活科や総合的な学習の時間を通して多様な体験活動を行います。

・道徳教育・人権教育の推進

(道徳の教科化に伴う)「特別の教科 道徳」の教科書、副読本「私たちの道徳」並びに「京の子ども 明日へのとびら」(府教育委員会作成)等を活用し、充実した道徳教育を行

います。また、適切な教材や身近な教材を活用するとともに、現代的な課題にも目を向け、普遍的な視点、個別の視点の両面から人権問題を捉え、人を思いやり尊重するところなど、豊かな人間性をはぐくみます。

- **福祉施設訪問及びボランティア体験活動の実施**

丹波高原荘、瑞穂山彦苑、長老苑や丹波桜梅園などを訪問し、高齢者や障害のある人とふれあう機会を通じて、互いの人権を尊重し、共に暮らすことの大切さを学ぶ機会とします。

- **職場体験学習の実施**

勤労観や職業観の育成を踏まえ、生きる力につながるキャリア教育の充実と学習意欲の向上をめざして、地域の事業所などに協力いただく中で職場体験学習を実施します。

- **地域資源や伝統文化を活かした体験学習の推進**

ふるさとの自然、歴史、文化に対する意識を高め、郷土愛を醸成するため、地域の資源や伝統文化を活かした体験学習やクラブ活動を推進します。現在、下山小学校では、丹波八坂太鼓、和知小学校と和知中学校では、和知太鼓と和知人形浄瑠璃をそれぞれの保存会の皆さんの指導のもと、取り組んでいます。

- **ライフデザイン教育推進事業**

中高生を対象に、思春期の子どもが乳幼児とふれあう機会を設け、子育てや命の大切さについての知識及び意識を高める取組を行います。

- **園外保育、保育体験実習の実施**

地元の高校と密接な関係を築くため、保育所等においては保育ボランティアを受け入れます。また、幼稚園・保育所・認定こども園において、須知高校の協力を得る中で農業体験を行います。

- **スポーツ少年団の育成**

基礎的な運動能力を養い、豊かな人間性をはぐくめるよう、スポーツ少年団活動を推進するとともに、地域指導者の活用や指導者研修会を行います。

- **総合型地域スポーツクラブの活動推進**

未来を担うリーダー育成及び地域におけるスポーツ推進に取り組むため、総合型スポーツクラブ主体による各種事業を行います。例えば、桧山わいわいクラブでは、多種目、多世代、多志向による活動を楽しみ、土曜多種目スポーツクラブ活動なども実施しています。

目標指標

年度 成果指標	平成 30 年度実績 (初期値)	令和 6 年度 (目標値)
・福祉施設訪問、ボランティア体験活動の実施学校数	8校	8校
・園外保育、保育体験実習の実施園数	園外保育 3園 保育体験実習 1園	園外保育 3園 保育体験実習 3園
・スポーツ少年団活動実績 (小学生の加入率)	47%	50%
・ライフデザイン教育推進事業 (参加率)	8%	35%
・職場体験学習実施校(校)	3校 中学校	3校 中学校
・総合型地域スポーツクラブ 活動実績(クラブ数)	4クラブ	4クラブ

② 子どものころをはぐくむ教育の充実

施策の方向性

- 幼児期に子どもの豊かな感性や基本的な生活習慣をはぐくめるよう、幼児教育の充実を図るとともに、保育所や幼稚園・認定こども園、小学校、中学校等の保育・教育施設と、地域との連携をより一層強化します。
- 子どもの豊かなころをはぐくむため、移行支援シートを積極的に活用するとともに、地域と学校、また各学校間が連携し、支援が必要な児童・生徒への対応について、引き続き適切な体制づくりに努めます。
- 様々な分野の研修により、教育を担う教職員の教師力の向上を図ります。
- 子どもの確かな学力を向上できるよう、少人数教育を通じて一人ひとりに応じたきめ細やかな教育を推進します。
- 子どもの豊かなころをはぐくめるよう、読書活動や体験学習などを推進します。

具

体的な

取組事業

・ 就学前教育の充実

各年齢に応じた到達目標を作成し、個々に応じた教育・保育を進める中で、子ども一人ひとりの発達を促す取組を実践します。

・ 学習支援員配置事業

一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな教育を行えるよう、学習支援を要する児童・生徒が在籍する学校へ教員などの学習支援員を配置します。

・ 特別支援教育の充実

特別支援教育を充実させるため、丹波ひかり小学校に設置している通級指導教室を核に取り組みます。

- **教職員研修の充実**

教職員の指導力及び資質能力向上をめざし、各種研修への積極的な受講を促します。

- **コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入による「地域とともに歩む学校」づくりの推進と導入校の拡充**

子どもたちの豊かな成長を支えられるよう学校と保護者・地域住民が知恵や意見を出し合い、学校運営に反映させる仕組みである学校運営協議会の設置を進め、協働して「地域とともに歩む学校づくり」を推進します。また、導入校の拡充を図ります。現在、丹波ひかり小学校では地域学校協働本部みのり会とともに、様々な体験活動や学習支援、学習発表会などを通じて地域とともに歩む学校づくりを推進しています。

- **地域連携による学校運営**

地域とともに歩む学校運営をめざし、地域による学校支援活動をはじめ、相互交流を図りながらの取組を推進します。

- **図書室の環境整備**

図書館活動のさらなる活発化に向け、地域の方の協力も得て、子どもたちが落ち着いて本を読み、学ぶことができる環境整備及び児童書コーナーの充実に努めます。また、中央公民館図書室には“木育ひろば”を開設し、京丹波産の木の持つ温かさを体感しながら、絵本の読み聞かせなどを通じた学びの場としていきます。

- **セカンドブック事業**

町内の小学1年生を対象に小学校入学のお祝いと本に親しんでもらう機会づくりとして絵本を贈呈します。

- **就学前児童と小・中学校、高校などとの連携**

豊かな体験を通して学びを深めるため、保幼小中高等学校連絡協議会やパートナースクール事業などの取組を展開します。

- **発達支援事業による訪問**

幼稚園・保育所・認定こども園、小中学校に作業療法士が訪問し、子どもたちが自分の持てる力を発揮できるための関わりを現場の職員とともに考えます。

- **発達相談の実施**

子どもの個々の成長過程をていねいに追った、医師や作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士等による相談の場を設け、各年齢で生じる悩みや疑問に対応します。

- **教育相談事業の充実**

スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザーの活用や関係機関との連携を進めることで、児童・生徒、保護者の教育相談に対応します。

- **基礎学力向上対策の推進**

少人数制による個に応じたきめ細かい指導を行うとともに、子どもたちが学ぶことの喜びやわかることの達成感を体験できるよう、仲間とともに楽しく学べる環境づくりに努めます。

- **移行支援シートの活用**

充実した学校生活などが送れるよう、保護者と学校などの関係機関が連携し、子どもたちに切れ目ない支援が提供できる体制づくりに努めます。

- **教育・保育施設の整備**

幼稚園・保育所・認定こども園、学校など公共施設の整備及び改修・補修を行い、児童・

生徒が安全に利用できるよう努めます。

目標指標

年度 成果指標	平成 30 年度実績 (初期値)	令和 6 年度 (目標値)
・図書室の環境整備 (設置室数、新規購入冊数)	6室 628冊	6室 733冊
・学習支援員配置事業 (配置校数)	8校	8校
・教育相談事業の充実 (スクールカウンセラー配置) (まなび・生活アドバイザー配置)	4人 1人	4人 1人
・教育・保育施設の整備	0園	1園
・地域学校協働活動推進事業実 施校数	5小学校	8小中学校
・コミュニティ・スクールの導入	1校	6校 和知・瑞穂は小中合同

③ 思春期保健対策の充実

施策の方向性

具 体 的

- 中学生等への性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めるとともに、喫煙、飲酒、薬物の乱用などの防止に向けた指導や教育に努めます。
- 子育て講演会を実施し、子育て中の保護者の意識を啓発します。

な取組事業

・発達段階に応じた性教育の推進

性に関する正しい知識を普及するため、小中学校において発達段階に応じた性教育を行います。

・喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

それぞれが及ぼす害に関する正しい知識を普及するため、関係機関と連携し学習の場を設けます。

・子育て講演会の実施

青少年の健全育成や子育ての悩みや不安に対応し、情報を提供する場また、子育て世代の研修の場として開催します。

・健康教育の推進

健康な生活習慣や正しい知識を普及するため、幼稚園・保育所・認定こども園及び小中学校において健康教育を行います。

目標指標

年度	平成 30 年度実績 (初期値)	令和 6 年度 (目標値)
成果指標 ・喫煙・飲酒・薬物の乱用防止に 関する指導	8 校	8 校

④ 子どもの健全育成の推進

施策の方向性

- いじめや不登校、非行等のこころの問題に対応できるよう、子どもや保護者に対する相談体制の充実に努めます。
- 小中学校において体験学習や職場体験を実施することにより、働くこと、社会とのかかわり役立っていくことの意識の高揚を図ります。

具体的な取組事業

・仕事・文化体験活動の実施

働くこと、社会とのかかわり役立っていくことの意識の高揚を図るため、小中学校において体験学習や職場体験を行います。

・子どもの相談窓口の充実

小中学生等が気軽に悩みを相談できるよう、教育委員会に子ども相談専用電話を設置するとともに、拠点校方式(4校)によるスクールカウンセラーを配置、蒲生野中学校を配置校とした「まなび・生活アドバイザー」を配置します。また、虐待などの被害にあった子どもに寄り添い、関係機関と連携し、こころのケアに努めます。

目標指標

年度	平成 30 年度実績 (初期値)	令和 6 年度 (目標値)
成果指標 ・子ども相談窓口の充実 (専用電話対応件数)	1 件	5 件

⑤ 学校・家庭・地域社会の連携

施策の方向性

具 体

- 連絡網や防災メールの活用や家庭訪問などを通して、保護者と連携します。また、PTA連絡協議会や保護者会の体制強化を支援します。
- 地域における子育て力を高めるため、専門機関や子育て支援機関との連携を強化します。

具体的な取組事業

・保護者との連携体制づくり

連絡網や防災メールの活用、個別懇談などを通して、保護者との連携に努めます。また、PTA活動や保護者会活動を積極的に支援します。

・専門機関と子育て支援機関との連携強化

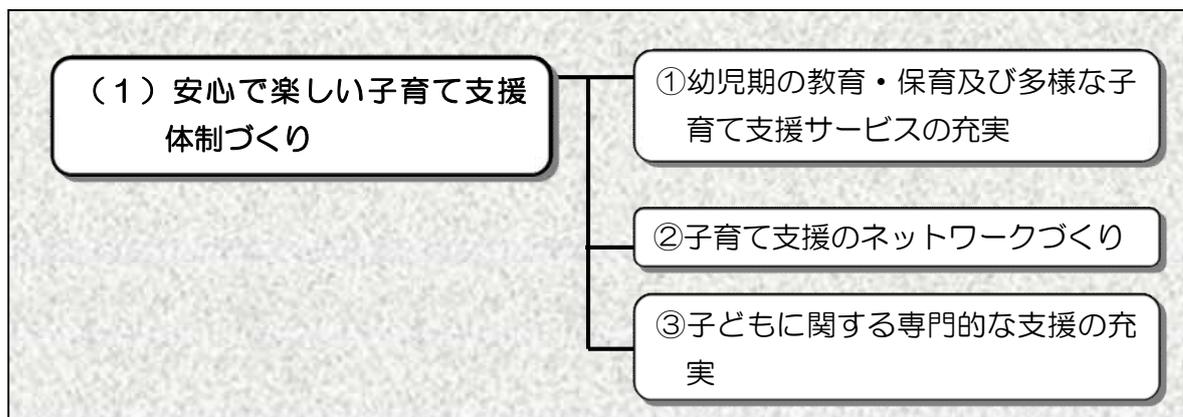
地域における子育て力を高めるため、専門機関や子育て支援機関との連携を強化します。中でも、子ども・子育て審議会や子どもを守る地域ネットワーク協議会の活動内容の充実に努めます。

目標指標

年度	平成 30 年度実績 (初期値)	令和 6 年度 (目標値)
成果指標		
・子ども・子育て審議会 (開催回数、主な審議事項)	3回	5回 見直し及び策定
・子どもを守る地域ネットワーク協議会 (開催回数)	代表者会議：2回 実務者会議：6回 関係機関研修会：1回	代表者会議：2回 実務者会議：6回 関係機関研修会：1回

基本目標 2 子育て・親育ちのできる体制づくり

(1) 安心して楽しい子育て支援体制づくり



【「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の意見】

- ・認定こども園において「充実した教育」を受けさせるにあたり、現在の幼稚園より終了時間が早いのはどうなのか？時間が短くなる分、受けられる教育が少なくなるように感じてしまう。同様に夏休み等の保育時間の長さや日数の違いで1号認定の子どもと、2-3号認定の子どもに教育の質の差が出ないか不安がある。
- ・保育所と学童保育共に利用時間を19時まで延長希望します。春夏冬期休暇の学童の給食対応を希望する。
- ・子育てについての、それぞれの年齢に合わせた専門的な講演などを受ける場所がほしい。子育てで悩みながら毎日過ごしている親が多いと思う。
- ・定期的に親同士が悩みを気楽に話せる場がほしい。
- ・病児保育所があってほしい。
- ・保育園に行っていない未就園児の支援がもっと充実するとよい。
- ・学童保育施設を学校敷地内に設置してほしい。現在は移動に30分かかり、学童で過ごす時間が減る。
- ・母子家庭に対する金銭的な補助、学童の時間などもっと働きやすくしてほしい。

【審議会の意見：子育てしやすい“まち”に必要な環境や未来像】

- ・おすそ分け文化をなくさず、大事にしていきながら、干渉しすぎず、というところが大切。
- ・発達障がいの子どもを分け隔てなく、同じスピードでなくていいので、一緒に行動することができたらいいな。
- ・発達障害のサポートできる人がほしい。(親同士の集まる場もほしい)
- ・子育てに迷った保護者への適切な支援(保育所、幼稚園、学校、地域での支援)
- ・子どもが歩いて行ける範囲での子ども食堂、居場所
- ・子育ての先輩から子育ての中の親に声をかけてくれることもありがたい。

現状と課題

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、家庭における育児の負担感が強くなっています。本町においては、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」からは、子育て支援の満足度は、就学前児童調査、小学生調査で、平成 25 年調査に比べ高まっているものの、同調査の中では、「とても不安又は負担を感じる」割合が、平成 25 年実施の調査に比べ増加しており、子育ての不安や負担感を軽減する体制づくりが必要なことがうかがえます。

そのようなことから、今後も一層の子育て支援施策を充実させ、地域、企業、行政などを含めた社会全体の課題として捉え、地域連携による子育てしやすいまちづくりを進めていくことが重要です。

また、すべての子どもが健やかに生まれ育つためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援を充実する必要があります。中でも、貧困などにより子どもの養育が困難な家庭や、ひとり親家庭などの支援が必要な家庭、障害のある子ども、不登校、ひきこもり、児童虐待などに関しては、関係機関が連携する中での手厚い支援が求められています。

「審議会グループワーク」からは、子育てしやすい“まち”になるためには、おすそ分け文化をなくさず大事にすることはもちろん重要ですが、多様な価値観を持つ人にも配慮し、“干渉しすぎず”ということが大切という意見がみられました。

さらに、保護者の就労形態の多様化や女性の就業率の上昇などにより、認可保育所における入所希望率が増加し、保育サービスのニーズも多様化している中、就学前教育の教育・保育環境の一体的提供により、子どもや保護者の負担軽減を図る「幼保連携型認定こども園への移行」は重要な課題です。

認定こども園では、保護者ニーズを踏まえた保育内容の充実をはじめ、関係機関との連携のもと就学に向けた支援を行っていきます。保護者の就労状況等に関わらず、すべての子どもと子育て家庭に対し、質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供することが重要です。

① 幼児期の教育・保育及び多様な子育て支援サービスの充実

施策の方向性

- 地域における教育・保育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらず、すべての子どもと子育て家庭に対し、質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供します。
- 教育・保育に携わる関係職員の資質や専門性の向上のため、職員研修の充実に努めるなど、教育・保育を支える基盤の強化を図ります。

具体的な取組事業

・地域子ども・子育て支援事業

子育て家庭を支援するため、子ども・子育て支援新制度による事業（延長保育や一時預か

り事業など（38～43 参 照）を実施します。

• **年中児発達サポート事業の充実**

保護者ニーズを踏まえ教育・保育内容などを充実させるとともに、年中児発達サポート事業の実施をはじめ、学校との緊密な連携のもと就学に向けた支援を行います。

• **子育てサークルなどの活動支援**

子育て支援センター事業利用者の中から、サークルの立ち上げや活動場所などの相談に応じることで、活動支援に努めます。

• **未就園児開放日の設定**

地域に開かれた施設及び親同士の交流の場として、未就園の親子を対象に、幼稚園及び保育所・認定こども園（子育て支援センター事業の一環）の開放日を設けます。

• **資質向上をめざした研修の実施**

保育教諭等の資質向上をめざし、各園での取組をはじめ、関係機関や関係団体が主催する研修事業などへ積極的に参加するよう努めます。

目標指標

年 度	平成 30 年度実績 (初期値)	令和 6 年度 (目標値)
成果指標		
・ 子育て支援者数	10 人	25 人
・ 未就園児子育て支援センター及び園庭開放日の設定 (実施回数、延参加者数)	(幼) 6 回 50 人 (保) 476 回 1,531 人	年 400 回 延 2,000 人

② 子育て支援のネットワークづくり

施策の方向性

- 子育て支援センターを拠点に、子育て家庭への各種サービス情報の発信、地域の子育て支援者の育成、相談事業など、各種支援事業の充実を図ります。
- 地域の中で安心して子育てできる環境づくりと総合的な子育て支援の推進をめざし、関係機関や関係団体などとの連携強化により、相互の協力による子育て支援ネットワークの構築に努めます。

具
体
的

具体的な取組事業

・関係機関との連携強化

主任児童委員や民生児童委員などの関係機関との連携を強化し、地域の子どもの見守りや相談活動など地域に根ざした活動を推進します。

・子育て支援の人材育成

子どもが安心して地域で育つことができるよう、登下校の見守りや学校支援活動などの地域活動を行う人材の育成に努めます。

・情報提供体制の充実

子育て支援ハンドブック、広報京丹波お知らせ版、子育て支援センターだより「にこにこ」、町ホームページなどを活用し、子育て支援サービスの情報提供に努めます。

・子育て支援センター拠点事業の実施

各種サービス情報の発信をはじめ、保護者が交流する場、地域の子育て支援者の育成、相談事業など、子育て支援の拠点として事業を実施します。

目標指標

年度	平成30年度実績 (初期値)	令和6年度 (目標値)
成果指標		
・子育て支援センター事業 (単独事業延参加人数)	523人	600人
(交流事業延参加人数)	401人	800人

③ 子どもに関する専門的な支援の充実

施策の方向性

- ひとり親家庭をはじめ、障害のある子どもや親など、社会的支援を必要としている家庭が、地域の中で安心して楽しく暮らしていけるよう、関係機関などによる連携を図りながら支援体制を構築していきます。
- 虐待の未然防止の観点から、早期発見・早期対応、再発防止、社会的自立までの切れ目のない取組を地域全体で推進します。
- 子どもに対する医療費の助成を行うほか、必要な教育などを受けることができるよう助成を行います。
- 妊娠、出産期から子育て期に渡り切れ目のない支援を実施し、「生活困窮・養育困難な家庭」の早期把握に努め、すべての親子が地域で安定した生活を送れるよう支援の充実に努めます。

具体的な取組事業

・児童手当などの支給

家庭生活の安定と児童の健全育成をめざし、児童手当を支給します。また、経済的な支援として、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の周知及び支給を行います。

・福祉医療費助成事業・すこやか子育て医療費助成事業・高校生等医療費助成事業

安心して子どもを育てられるよう、中学校卒業までの児童及び高校生等の医療費において保険診療に係る一部自己負担金に対し助成します。

・障害のある子どもへの支援

作業療法士等による発達支援事業や相談の場の提供をはじめ、幼稚園・保育所・認定こども園、小中学校と密接に連携し、適切な支援が行えるよう努めます。

・ひとり親家庭への支援

各種奨学金制度の周知をはじめ、母子寡婦福祉会や母子福祉推進員を通じた支援活動強化に努めます。

・就学援助費支給事業

経済的に就学が困難な家庭などにおいて、給食費や宿泊行事、学用品などに要する経費を補助します。

・京丹波町育英金支給事業

進学を希望するものの、経済的な理由により修学が困難な学生に対して、育英金の支給により、有為な人材の育成を図ります。

・児童虐待に関する意識啓発

住民への周知を図るため、広報「京丹波」や町ホームページ、相談窓口周知用リーフレットを通じて、児童虐待の相談窓口、通告義務、防止月間などの啓発を行います。

・京丹波町子どもを守る地域ネットワーク協議会の充実

関係機関が連携し、虐待の防止や早期発見・早期対応に取り組めるよう、協議会活動の充実に努めます。また、相談体制の整備に向けても検討します。

- **思春期サポート事業**

思春期に顕在化する困り感の早期発見に努め、不登校やひきこもり等の二次障害を予防し、こころの健康が保てるよう支援します。

- **外国につながる子どもへの支援**

国際化の進展とともに増加している外国籍の子どもへの支援として学習支援員の配置など、必要な支援を図ります。

- **京丹波町地域未来塾事業**

家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生を対象に放課後、土曜日、長期休暇を活用し、学習支援を実施することにより、基礎学力の定着、自己肯定感の向上を図ります。

- **子どもの居場所づくりの推進**

不登校やひきこもりなど様々な課題を抱える子どもたちのための居場所づくりに向けた取組を進めます。現在、子どもの居場所づくりとして京丹波町社会福祉協議会では「みんなのひみつきち」、母子寡婦福祉会では「TMW」などの取組を実施しています。また、教育委員会では、不登校児童生徒に対する学校外での学習支援や相談体制の充実に努めます。

- **養育環境の早期把握と早期対応**

乳児家庭全戸訪問事業等を通し、早期に養育環境の把握に努め、養育支援が必要な場合は、保健、福祉、教育等関係機関で連携し、切れ目ない支援に努めます。

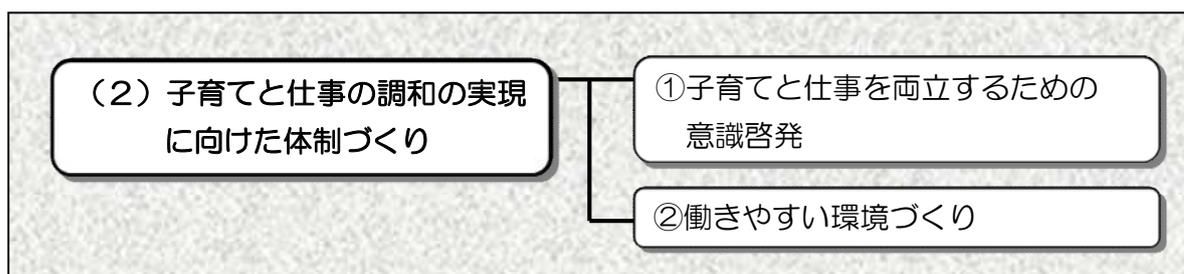
- **保育所利用料等第3子以降無償化事業**

多子世帯の経済的負担を軽減するため、第3子以降の保育所、認定こども園等に係る保育所利用料等の無償化を継続実施します。

目標指標

年度 成果指標	平成30年度実績 (初期値)	令和6年度 (目標値)
・ 児童虐待相談窓口の広報	お知らせ版：4回 イベント：2回	毎月
・ 障害児保育への対応 (実施就学前教育・保育施設数)	3園	3園
・ 児童手当(特例給付含む) 支給率	100%	100%

(2) 子育てと仕事の調和の実現に向けた体制づくり



【「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の意見】

- ・この日本はこんなに少子化だということに、女性も正社員で働いている人も多いのに、産休や育休を取るのにすごく気を使ったり、復帰が難しかったり、制度自体がなかったり、まだまだ働きながら子どもを産む女性が生きづらい。国のそこからの改革が大事。もっともっと働きながら子育てする女性に優しい日本にしていくことが急務ではないか。
- ・企業が子育てに協力できる環境づくりにしていただかないと、とても苦しい。

【審議会グループワークの意見：子育てしやすい“まち”に必要な環境や未来像】

- ・働くお母さんのサポート、病後保育などのサポート、活用できるように勧めていただきたい。ファミリーサポート。広報の方法をもっと見やすい方法で考えてもらいたい。
- ・課題 子育てをしやすい制度に！
- ・子育てと仕事との両立
- ・色々な友達と交流させたい
- ・病児保育（病後）
- ・お父さんに育児休暇を取ってほしい
- ・父親だけで出かける時、オムツ替えの場所など不安がある

現状と課題

女性の社会進出は目覚しくなっていますが、仕事を持つ女性にとっては家事や育児との両立が大きな負担になる、子どもとの時間が十分にとれないことなどから、様々な問題が生じるケースがあります。

すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択でき、男性と女性が共に協力しながら子育ての喜びを得られるような環境づくりが必要です。

本町は、女性の就業率が全国や京都府の水準と比べて極めて高いものの、結婚・出産期の年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブははまだ解消されていません。

また、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」からは、育児休業利用率は高くなっていますが、育児休業後の短時間勤務制度は、とりにくい雰囲気があったという方も3割以上みられます。「審議会グループワーク」からも、ぜひ1人でも多くの男性に育児休暇を取ってほしいという意見がみられました。

働き方や子育てに対する意識はすぐには変わりません。だからこそ、町全体で育児休業制度やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及を積極的に進め、男女が共

に仕事と家庭の責任を果たしながら、自分らしい生き方を選択できる社会にしていく取組が必要となっています。

① 子育てと仕事を両立するための意識啓発

施策の方向性

具 体

- セミナーなどを通して、職場での子育て家庭への配慮、育児休業などの制度の周知、女性の再就職や起業などについて啓発を進めます。
- 人生の各段階に応じた多様な生き方、働き方が選択できるよう、職業生活と家庭生活の両立支援に向けて、事業所の事例紹介など、情報提供に努めます。

的な取組事業

- ・セミナーなどを通じた子育てと仕事に関する啓発の推進
セミナーなどを通して、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などの普及啓発に努めます。
- ・職業生活と家庭生活との両立支援のための情報提供
事業所の事例紹介なども交え、仕事と家庭の両立支援に向けた情報提供を行います。
- ・父親向け子育て学習機会の提供
妊婦健診をはじめ、乳幼児健診や相談、ベビーマッサージ教室、子育て講演会などへの父親の参加を促します。

目標指標

年度	平成 30 年度実績 (初期値)	令和 6 年度 (目標値)
成果指標		
・起業セミナーの女性受講率	28%	50%

② 働きやすい環境づくり

施策の方向性

具
体
的

- 女性の再就職を支援するために、雇用相談情報の提供を行い、企業と連携した雇用促進を図ります。
- 育児休業等の取得や子育て期間中の短時間勤務など、企業風土及び職場環境の整備推進への呼びかけに努めます。

具体的な取組事業

- ・再就職の支援
求人情報の提供や再就職に向けた相談、京都ジョブパークなど関係団体との連携に努めます。
- ・事業主への意識啓発
企業への呼びかけとともに、労働者の権利についても周知できるよう、広報「京丹波」などを通じて幅広く周知します。
- ・子育てと仕事に関する意識啓発
セミナーなどを通して、幅広く子育てやワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などについての意識啓発に努めます。

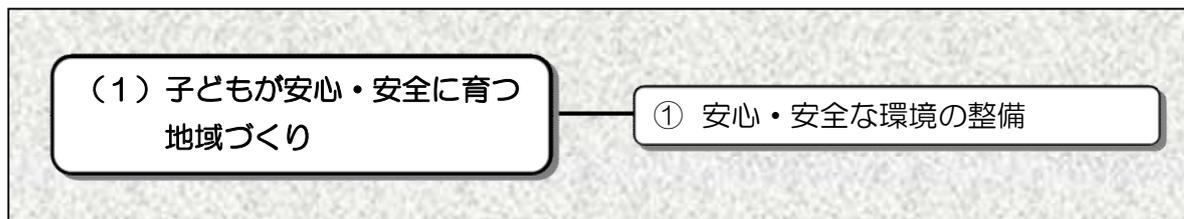
目標指標

成果指標	年度	平成 30 年度実績 (初期値)	令和 6 年度 (目標値)
・就学前児童の保護者の育児休業の取得状況※	母親	80%	90%
	父親	3%	10%
・広報お知らせ版への求人情報掲載事業所数		8社	20社

※「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果

基本目標3 みんなでつながり子どもをはぐくむ郷づくり

(1) 子どもが安心・安全に育つ地域づくり



【「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の意見】

- ・ 歩道等の整備
- ・ 通園、通学路や信号のない裏道を、車がすごいスピードで走るの、看板や横断歩道や信号を付けてほしい。
- ・ 歩道の狭い道や車がスピードを出して通る裏道など、ベビーカーを押していて不便です。整備してほしいと思います。
- ・ 下校時の見守りがなく、一人で長い道のりを歩いて帰らなければならない子がいるのが気になる。

【審議会グループワークの意見：子育てしやすい“まち”に必要な環境や未来像】

- ・ 地域での声かけ、地域で子どもを見守る。
- ・ 国道3本、道路幅も広いが、子どもたちが車は危ないという意識が弱い。

現状と課題

子どもの安全を確保し、交通事故や犯罪などから守ることは、子どもを安心して生み育てられる環境の重要な基盤です。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」からは、望ましい子育て支援策として「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」をあげる保護者も多く、自由記述にも子どもの遊び場の確保や下校時の安全に対する様々な意見があげられており、障害のある人や高齢者はもちろんのこと、子どもや子ども連れにも配慮した利用しやすい施設環境が求められています。

また、「審議会グループワーク」からは、子育てしやすい“まち”になるためには、地域での声かけ、地域で子どもを見守ることが重要との意見がみられました。

今後も、各施設の安全確保とともに、地域で見守る体制、安全で安心して外出できる環境の整備を進める必要があります。

① 安心・安全な環境の整備

施策の方向性

- 子どもを犯罪や交通事故などから守るための施策を充実させることで、子どもに、子どもを持つ親に、みんなにやさしいまちづくりをめざします。
- PTA、学校、教育委員会が連携し、地域ぐるみの防犯体制を確立します。
- 子どもを交通事故から守るため、警察、学校、地域などと連携した協力体制の強化を図るとともに、交通安全教育の徹底など総合的な交通事故防止対策を推進します。

具体的な取組事業

・通学路等の危険箇所調査

通学路等の安全を確保するため、京丹波町通学路安全推進会議において、道路管理者、警察、教育委員会などの関係機関で通学路等の危険箇所の調査及び対策に関する協議を行います。

・交通安全啓発事業

交通安全協会などの関係機関が実施するポスターコンクールや街頭啓発により、子どもや保護者をはじめ、地域全体の交通意識の向上に努めます。

・交通安全教育及び指導の実施

交通安全意識の向上や安全な環境確保のため、登下校時の見守りや交通安全教室の実施に努めます。

・幼稚園・保育所・認定こども園・学校における安全管理の強化

安全管理対策として、危機管理マニュアルの随時更新、設置された防犯灯や防犯カメラの管理、正門施錠、さらには職員の防犯意識の向上に努めます。

・防犯訓練の実施

児童や生徒の防犯意識を高めるため、不審者侵入を想定した避難訓練や防犯指導を実施します。

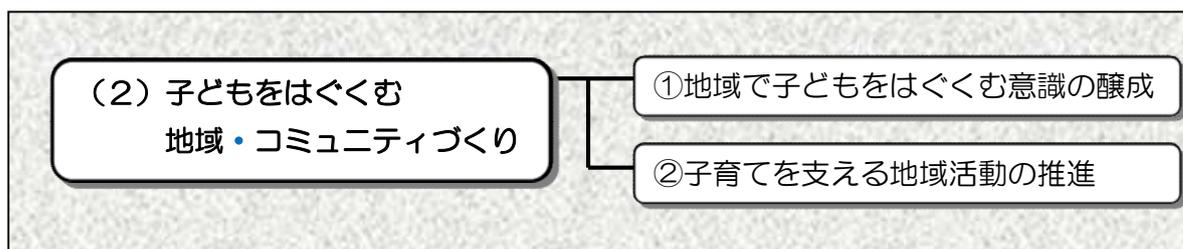
・不審者情報の伝達

児童の安全を確保するため、不審者情報に対しては、職員間の伝達網を整備するとともに、状況に応じ、防災メールや告知放送の利用などにより保護者へ伝達します。

目標指標

年度	平成 30 年度実績 (初期値)	令和 6 年度 (目標値)
成果指標		
・通学路安全点検（実施回数）	2回	2回
・街頭啓発活動（達成率） （年4回の交通安全運動）	100%	100%

(2) 子どもをはぐくむ地域・コミュニティづくり



【「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の意見】

・だんだん子どもの人数は減っている。少人数クラスだからできる取組として、地域との交流や福祉への関わりを積極的に行っていければ良い。子どもと大人との交流がお互いを育てるのではないか。

【審議会グループワークの意見：子育てしやすい“まち”に必要な環境や未来像】

- ・学校、地域、支援者等のネットワークの確立
- ・学校、地域、支援者等思いや願いを共有し、子育て支援施策につなげていく仕組みづくり
- ・学校、地域の良好な関係が、よい支援につながる
- ・子育て家庭の移住には、幼稚園、学校、地域の力は大きい
- ・地域、サークル、学校等とのつながりを大切にし、そこからコミュニティをひろげる。
- ・色々な見守り活動（子ども・高齢者等）をつなぐ取組（バラバラでは負担のみが増える）
- ・子育てしやすい町のPR、情報発信→子育て世代の移住促進

現状と課題

少子化や核家族化の進行や地域コミュニティの衰退などによって、子どもの頃から日常生活の中で異世代の人と交流する機会が少なくなってきており、孤立した環境で子育てを行う親が増えてきています。

平成27年の国勢調査では、6歳未満の子どもがいる家庭の6割以上が核家族で暮らししており、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」からも近所づきあいは、希薄化している状況がみられます。

子どもたちにとっては、家庭や学校に限らず、地域社会における世代間交流活動が社会性や人を思いやる気持ちをはぐくむことができることから、極めて重要な役割を持っており、他人への思いやりや感謝のこころなど豊かな人間性を持つことにつながります。

さらに、「審議会グループワーク」からは、子育てしやすい“まち”になるためには、学校、地域、支援者等が思いや願いを共有し、子育て支援施策につなげていく仕組みづくりが重要との意見がみられます。

京丹波町では、将来にわたって集落機能を維持し、地域を守っていく方策の一環として、「住民自治組織によるまちづくり」「協働のまちづくり」に取り組んでおり、この中で、子育て支援ネットワークにつなげる仕組みを構築していくことが大切です。

① 地域で子どもをはぐくむ意識の醸成

施策の方向性

- 子どもを地域全体の宝物として、すべての大人が、地域の未来を担ってくれる子どもたちを常に見守り、正しい方向へ導くことに対する責任感を持つように、家庭、地域、行政等を含め、みんなが子育てをする意識を持つまちづくりをめざします。
- 「住民自治組織によるまちづくり」「協働のまちづくり」を推進し、地域における子育て支援ネットワークづくりをめざします。

具体的な取組事業

・あいさつ（声かけ）運動の推進

子どもや青少年の健全な育成をめざし、青少年育成協会の取組の一環として、地域や学校におけるあいさつ・声かけ運動を推進します。

・地域における子育て支援体制の充実

協働のまちづくりを推進し、地域の自主的活動とコミュニティの維持・継続をめざす中で、地域住民の連携を図り、子育て支援体制の充実に努めます。

・園児等と地域との交流推進

幼稚園・保育所・認定こども園の園児たちが地域とふれあう機会が持てるよう、地域住民の協力のもと栽培、収穫体験などを積極的に取り入れます。

・ぬく森のイスプレゼント事業

町内で誕生した赤ちゃんへ町内産のヒノキを使った手作りのイスを贈ることで、木が持つ「あたたかさ」や「やさしさ」と同時に、地域が生み出すやさしさを届けます。

目標指標

年度	平成 30 年度実績 (初期値)	令和 6 年度 (目標値)
成果指標		
・園児と地域住民の交流事業 (実施回数)	3 保育所 11 回 幼稚園 3 回	認定こども園 15 回
・住民自治組織結成の推進 (旧小学校区単位程度を想定し た結成率 %)	57%	71%

② 子育てを支える地域活動の推進

施策の方向性

- 未就学の子どもたちが世代間を超えた交流ができるよう努めます。
- 子育て支援センター事業の利用者の中から地域の指導者を発掘し、新たなボランティア活動につながるよう、社会福祉協議会と連携しながら支援及び育成に努めます。

具体的な取組事業

・世代間交流の推進

未就学の子どもたちが高齢者や小中学校などとの連携が図られるよう、伝統芸能などの体験・交流活動を行います。

・環境教育の推進

自然にふれる機会を多くつくり、自然環境問題に対応した教育を推進します。また、京丹波町の地域資源である「森林」を活用し、身近な自然を見たり触れたりする体験を通じて、「木」への興味関心をはぐくみ、生活や遊びの中に「木」を感じられるよう「木育」を推進します。

・子育てボランティアの育成

子育て支援センター事業の参加者を中心に、社会福祉協議会と連携しながら地域の指導者を育成します。

・子育て支援団体などのネットワークづくり

地域ぐるみで子どもと子育てを見守り応援するため、地域の子育てネットワークづくりを促進します。

・子育て応援助成事業

多子世帯の経済的負担の軽減、三世帯同居等による世代間支援の促進を図るため、住宅リフォーム工事を行う子育て世帯への経済的支援を行います。

目標指標

年度	平成 30 年度実績 (初期値)	令和 6 年度 (目標値)
成果指標		
・子育て支援団体などの交流事業（開催回数）	1回	1回
・もうすぐ1年生事業	1回	1回
・職場体験学習	3中学校	3中学校
・子育て応援助成事業	6件	6件

第3章 量の見込みと確保方策

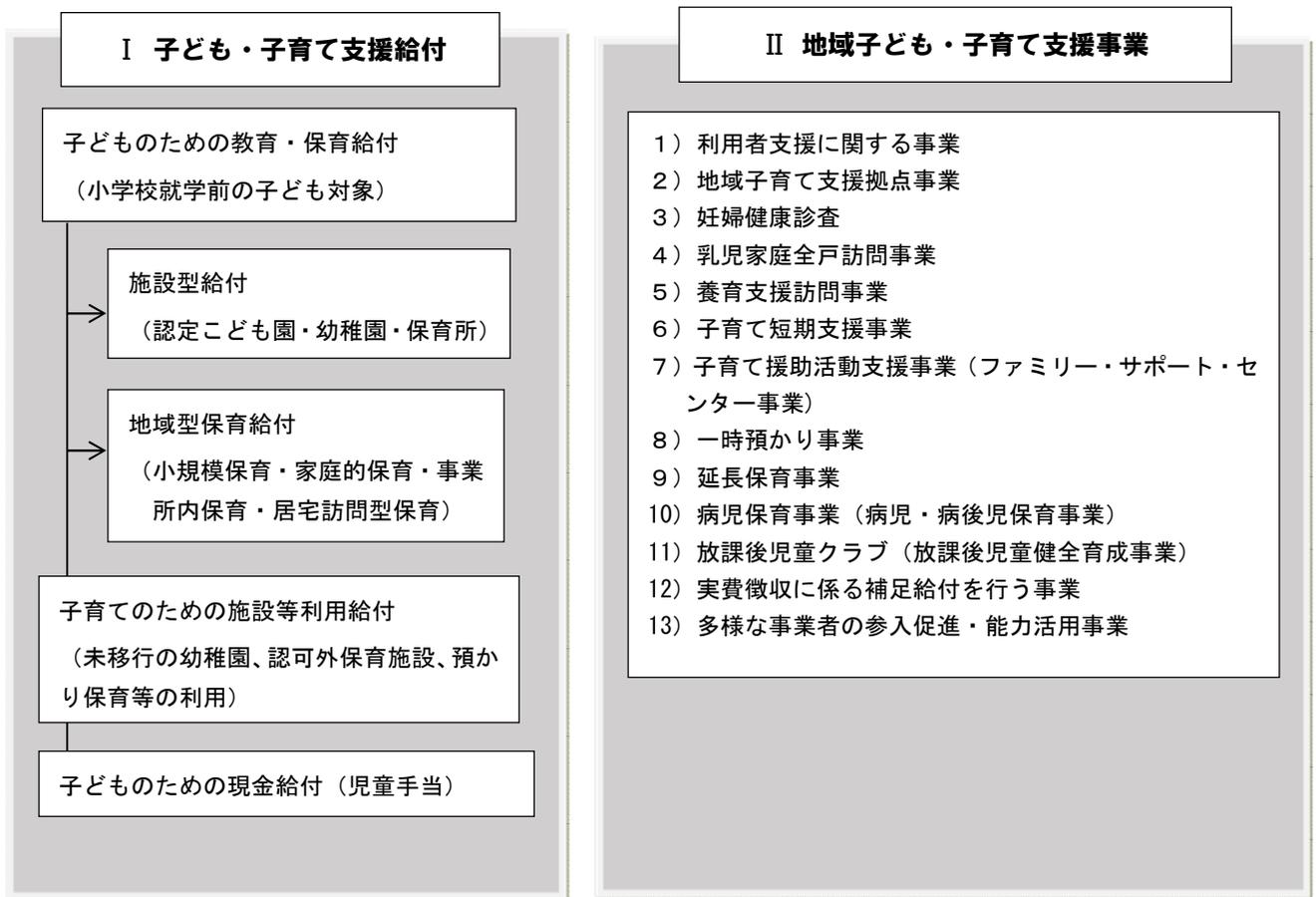
1 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援の新たな制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。

また、教育・保育の無償化により、新たに施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

制度における給付・事業の全体像



(2) 対象となる施設・事業

① 子どものための教育・保育給付（教育・保育施設）

施設種別	利用できる保護者	対象となる子ども	内 容
幼稚園	制限なし	3歳～就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。 新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。
認可保育園	共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を行います。 0～2歳は住民税非課税世帯、3歳以上は利用料無償となります。
認定こども園	短時間保育:制限なし 長時間保育:共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	小学校就学前の子どもの教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て支援事業を行う施設で、幼稚園機能（短時間保育）と保育所機能（長時間保育）の両方の役割を果たします。 0～2歳は住民税非課税世帯、3歳以上は利用料無償となります。

② 地域型保育（地域型保育給付）

地域型保育は、町の認可事業として、待機児童の多い0歳児～2歳児を対象とする事業です。地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

事業種別	内 容
家庭的保育	家庭的保育事業者（保育ママ）がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育	少人数（定員6人から19人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員のお子さんだけでなく、地域の保育を必要とするお子さんも一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育（障害のある児向け）	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。
居宅訪問型保育（待機児童向け）	認可保育所の入所が待機となった子どもを対象に保護者の自宅にベビーシッターを派遣し、1対1の保育を行う事業です。

③ 子育てのための施設等利用給付

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援を行います。

施設種別	対象となる子ども	利用支援の内容
子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3歳～就学前	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化。
特別支援学校の幼稚部	3歳～就学前	3～5歳の就学前の障害のある子ども児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料を無償化。
認可外（無認可）保育園	0歳～就学前	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料を無償化。0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。
預かり保育事業	3歳～就学前	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動 支援事業	0歳～就学前	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができる。

④地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり保育」「病児・病後児保育」「地域子育て支援拠点事業」など、地域での様々な子育て支援事業を実施します。

(3) 保育の必要性の認定

① 認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園（短時間保育）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時間保育）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時間保育） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どもの内、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

② 保育を必要とする事由

保育園などで保育を希望する場合の保育認定（2号認定、3号認定、新2号認定、新3号認定）にあたっては、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です。

- ・就労（月48時間以上）
- ・妊娠、出産
- ・疾病、障害
- ・同居又は長期入院などを行っている親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動
- ・就学
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

③ 保育の必要量

保育の必要な時間に応じて、次のいずれかに区分されます。

- ・「保育標準時間」認定：フルタイム就労などを想定した利用時間（11時間以内）
- ・「保育短時間」認定：パートタイム就労などを想定した利用時間（8時間以内）

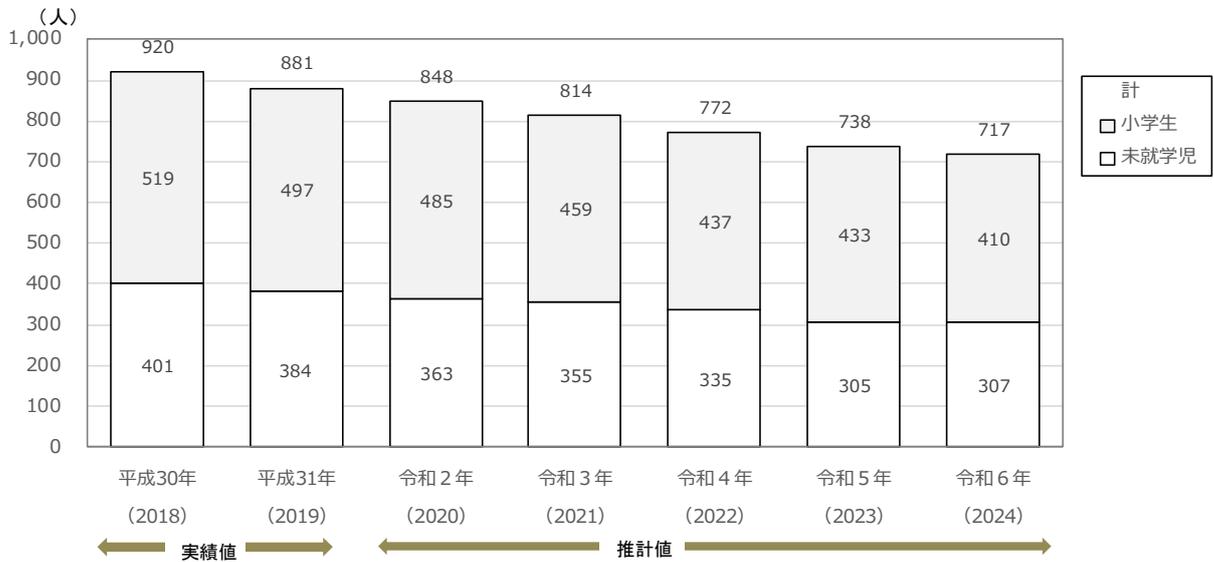
(4) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（教育・保育提供区域）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

本町としては、町全体で1つの教育・保育提供区域として設定します。

2 将来フレーム

未就学児、小学生の子ども人口は、平成31年の881人から緩やかに減少し、令和6年には現在の9割弱となる見通しです。



		実績値		推計値				
		平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
未就学児	0歳	47	57	52	50	48	46	42
	1歳	71	43	58	53	51	49	47
	2歳	72	75	43	58	53	51	49
	3歳	59	70	77	45	60	55	53
	4歳	75	61	72	76	45	60	55
	5歳	77	78	61	73	78	44	61
	小計	401	384	363	355	335	305	307
小学生	6歳	69	77	80	63	75	80	45
	7歳	84	69	76	79	62	75	80
	8歳	95	82	68	75	78	61	74
	9歳	87	93	81	67	74	76	61
	10歳	90	86	93	81	67	74	76
	11歳	94	90	87	94	81	67	74
	小計	519	497	485	459	437	433	410

※実績値は「住民基本台帳」4月1日現在（外国人を含む）

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

計画期間の幼児期の教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもの保育利用率を含む）を設定し、量の見込みに対応する教育・保育施設並びに地域型保育事業による提供体制及び実施時期を次のように定めます。

	令和2年度					令和3年度					
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		
	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	
	教育のみ	幼希望	その他	保育必要		教育のみ	幼希望	その他	保育必要		
(参考)児童数推計	210					194					
①量の見込み(必要利用定員総数)	35	5	156	2	62	34	4	145	1	72	
需要率	16.7%	2.4%	74.3%	3.8%	61.4%	17.5%	2.1%	74.7%	2.0%	64.9%	
②確保の内容	特定教育・保育施設(幼稚園、保育園等)	35	5	156	2	62	34	4	145	1	72
	提供量合計	35	5	156	2	62	34	4	145	1	72
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

町全域	令和4年度					令和5年度					
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		
	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	
	教育のみ	幼希望	その他	保育必要		教育のみ	幼希望	その他	保育必要		
(参考)児童数推計	183					159					
①量の見込み(必要利用定員総数)	31	4	146	1	72	27	4	132	1	72	
需要率											
②確保の内容	特定教育・保育施設(幼稚園、保育園等)	31	4	146	1	72	27	4	132	1	72
	提供量合計	31	4	146	1	72	27	90	132	1	72
②-①	0	0	0	0	0	0	86	0	0	0	

町全域	令和6年度					
	1号認定	2号認定		3号認定		
	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	
	教育のみ	幼希望	その他	保育必要		
(参考)児童数推計	169					
①量の見込み(必要利用定員総数)	29	4	139	1	74	
需要率						
②確保の内容	特定教育・保育施設(幼稚園、保育園等)	29	4	139	1	74
	提供量合計	29	4	139	1	74
②-①	0	0	0	0	0	

【確保方策】

保護者の就業等の家庭の状況などにかかわらず、幼児期の学校教育・保育を受けることができる認定こども園への移行を引き続き推進し、これにより、教育・保育の必要量を確保することを基本とします。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び、必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	母子保健型	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	母子保健型	箇所	1	1	1	1	1

【確保方策】

現時点では、こども未来課で対応できるよう調整し、情報提供や必要に応じた相談・助言等の充実を図ります。今後においては、子育て世代包括支援センターの機能を持つ新たな窓口の開設に向け取組を進めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(親子延べ利用者数)		人日	2,222	2,173	2,051	1,867	1,880
確保方策(ひろば型)		箇所	3	3	3	3	3
確保方策(センター型)		箇所	0	0	1	1	1

【確保方策】

現時点では、子育て支援センター事業(ひろば型)を丹波・瑞穂・和知地区の3箇所で開催しています。今後においては、子育て支援センター事業(センター型)により常時利用可能な拠点整備を行い、拠点から現行の場所へ出張する形での事業運営を行うことで、より充実した取組につなげます。

(3) 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		件	63	60	58	55	50
一人当たりの健診回数		回	14	14	14	14	14
健診回数 (受診人数×一人あたりの健診回数)		回	882	840	812	770	700

【確保方策】

妊娠届出をした妊婦に、医療機関で受診する妊婦健康診査14回分の受診券を交付します。また、妊娠届の受付場所を瑞穂保健福祉センターで一括し、受診券を交付する際には必ず保健師と面談を行うことで、妊娠初期からのサポート体制に努めており、今後も継続します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳人口推計	人	52	50	48	46	42
①量の見込み	件	52	50	48	46	42
訪問率	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【確保方策】

新生児訪問として、新生児・乳幼児がいるすべての家庭を保健師が訪問し、日ごろの生活の様子や母子の健康管理、育児発達相談、子育てに関する情報提供を行います。今後も引き続き訪問事業を行う中で、子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な場合は適切なサービスに結びつけます。

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(訪問世帯数)	件	6	6	6	6	6
量の見込み(延べ訪問数)	件	21	21	21	21	21

【確保方策】

現時点では、母子保健法に基づく新生児訪問において気になる家庭を対象に保健師が対応しています。今後においては、要保護児童対策の観点から児童虐待への対応及び未然防止も含めた取組となるよう検討します。

(6) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業。具体的な事業としては、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライト事業）。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	1	1	1	1	1
②確保方策	人日	1	1	1	1	1
②-①	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

町単独で取り組むのは困難な状況にあるため、令和元年度から「社会福祉法人 青葉学園」に委託し事業を実施しています。今後においても、継続実施に向け協議調整します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	52	48	44	43	42
②確保方策	人日	52	48	44	43	42
②-①	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

平成 23 年度から社会福祉協議会に委託して事業を実施。現在はアドバイザーを中心に依頼・提供会員及び利用者の増加に向け取り組んでいるため、ニーズ量は確保できます。今後においても、社会福祉協議会と連携を密にすることで事業充実に向け取り組んでいきます。

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に関し、主として昼間に、認定子ども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などにおいて、一時的に預かり必要な保護を行う事業。

①幼稚園における一時預かり

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	①1号認定による利用	人日	156	156	158	154	164
	②2号認定による利用	人日	469	467	474	461	493
③確保方策	①1号認定による利用	人日	156	156	158	154	164
	②2号認定による利用	人日	469	467	474	461	493
	箇所数	箇所	1	1	3	3	3
②-①		人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

須知幼稚園で教育課程終了後に実施しています。認定子ども園開設後においても、保護者ニーズに応じた預かり保育ができるよう取り組みます。

②幼稚園以外における一時預かり

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人日	38	37	33	30	29
②確保方策	一時預かり事業(在園児対象型を除く)	人日	33	33	31	28	28
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)		5	4	2	2	1
②-①		人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

一時保育事業は上豊田保育所で実施していますが、子育て支援センター(短時部)利用者であればわちエンジェルとみずほ保育所でも対応しています。また、ファミリー・サポート・センター事業においても乳幼児の一時預かりを行っているため、ニーズ量は確保できます。認定子ども園開設後においても、利用者ニーズに応じた一時預かりができるよう取り組みます。

(9) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	77	77	75	70	74
②確保方策	人日	77	77	75	70	74
	箇所	3	3	3	3	3
②-①	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

上豊田保育所、みずほ保育所、わちエンジェルで実施しており、ニーズ量を上回る利用実績を対応しているため、ニーズ量は確保できます。今後も引き続き事業を継続し、保護者の就労支援に努めます。

〈参考〉H29 年度実績：95 人／H30 年度実績：77 人

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【事業概要】

病児・病後児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師などが一時的に保育等をする事業。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	24	24	24	24	24
②確保方策	人日	0	0	0	0	24
	箇所	0	0	0	0	1
②-①	人日	▲ 24	▲ 24	▲ 24	▲ 24	0

【確保方策】

保育所利用者の保護者ニーズからすると約 5 割のニーズ量がありますが、実際に事業実施している他の自治体の事例も踏まえ、就労支援の観点から令和 6 年度に 1 箇所の整備をめざします。なお、子ども視点及び親の育児力醸成からすると、事業実施に関して議論が必要なため、「子ども」「子育て」の制度の意味合いを考える中で、企業・事業所の理解を促しながら取組について検討します。

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

保護者が就労し昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供することで、健全な育成を図る事業。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	人	29	23	27	29	16
	2年生	人	20	21	16	20	21
	3年生	人	25	27	29	22	27
	4年生	人	17	14	15	16	12
	5年生	人	14	12	10	11	11
	6年生	人	7	7	6	5	6
	計	人	112	104	103	103	93
②確保方策	計	人	112	104	103	103	93
②-①		人	0	0	0	0	0

【確保方策】

丹波・瑞穂・和知地区で放課後児童クラブを開設しており、量の見込みと近い人数を対応しているため、ニーズ量は確保できます。今後も引き続き継続することで、児童の健全育成に努めます。

〈参考〉H29年度実績：88人／H30年度実績：75人 …低学年

H29年度実績：26人／H30年度実績：36人 …高学年

●放課後子ども教室

地域の方々の協力を得て、土曜日に小学校や公民館等で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組を行っています。新・放課後子ども総合プランに基づく内容となるよう学校の空き教室での活用を含め、放課後児童健全育成事業との連携等について検討を進めます。

■放課後子ども教室

項目	令和元年度	令和6年度
実施箇所数	4	4
一体型教室	0	1

※一体型教室とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室を、同一の小学校内等の活動場所において実施しており、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものです。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

未移行園にかかる給食費について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助します。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

すべての就学前の子どもに対し、平等な条件のもとで幼児教育・保育を提供できる体制づくりと、就労の有無に関わらず希望する園に入園できる環境づくりを整備するには、現行の保育所及び幼稚園の制度の枠組みでは補うことが難しい状況にあります。

このことから、本町においては、令和4年度に幼保連携型認定こども園へ移行を行います。

(2) 質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

乳幼児期の発達が連続性を有すること、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供するよう、関係機関と連携して取り組みます。

(3) 幼児期の教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な保幼小連携の取組の推進

保育所・幼稚園・認定こども園と小・中学校との連携を深め、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付については、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、年4回以上の給付となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

第4章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

急速な少子化の進行をはじめ、核家族化の進行、就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しているなかで、京丹波町では、平成26年度に「京丹波町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育所などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。

また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

国においては、平成29年6月には自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための「子育て安心プラン」、平成30年9月には、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、すべての小学生児童の安全・安心な居場所の確保を図るための目標が設定されました。

また、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげることを狙いとして幼児教育の無償化が、令和元年10月から始まりました。

そこで、本町においては、「京丹波町子ども・子育て支援事業計画」を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取組を計画的に推進していくため、第1期の進捗状況や実績評価等を踏まえたうえで、「第2期京丹波町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画という。）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

「京丹波町子ども・子育て支援事業計画」(以下、本計画という)は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法 (市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「京丹波町次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

次世代育成支援対策推進法 (市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に努力義務として定められている「子どもの貧困対策推進計画」を包含します。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

第9条第2項

市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(2) 京丹波町計画体系における位置づけ

本計画は、「京丹波町総合計画」を上位計画とし、京丹波町における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、「京丹波町地域福祉計画」や「京丹波町障害者基本計画」、「京丹波町教育振興基本計画」をはじめとする関連個別計画との調和のとれた計画として策定するものです。

3 計画の対象

本計画は、京丹波町に居住するすべての子ども（0歳から概ね18歳）、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を対象とします。

4 計画の期間

本計画は、令和2年度～6年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
第1期 子ども・子育て支援事業計画						第2期 子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制と策定の経緯

(1) 京丹波町子ども・子育て審議会

本計画の策定にあたっては、町民、学識経験者、教育・保育や子育て支援に関わる団体の代表者、事業者の代表者からなる「京丹波町子ども・子育て審議会」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

(2) 計画策定に伴う「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

計画策定に伴う基礎資料とするため、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によって得られた町民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を本計画の策定に反映しています。

(3) パブリックコメントの実施

町民の皆様から計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

第5章 京丹波町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

■京丹波町の子ども・子育て関連施設一覧



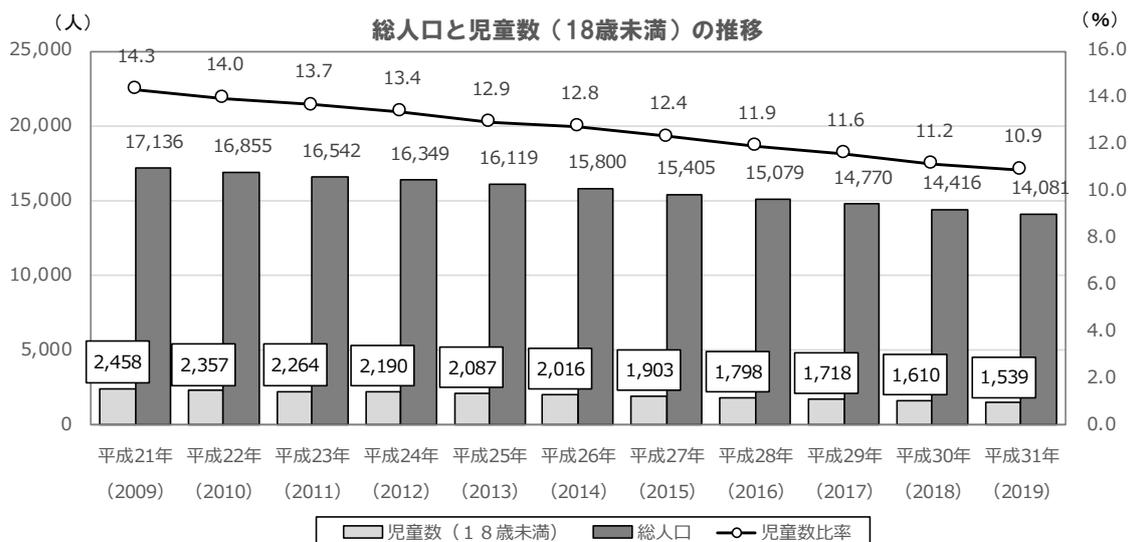
1 人口・世帯等

総人口の減少以上に児童数は大きく減少している

(1) 総人口と児童数の推移

本町の総人口は年々減少しており、また児童数（18歳未満）は平成21年の2,458人から平成31年には1,539人となって、10年間で919人（37.4%）の減少となっています。

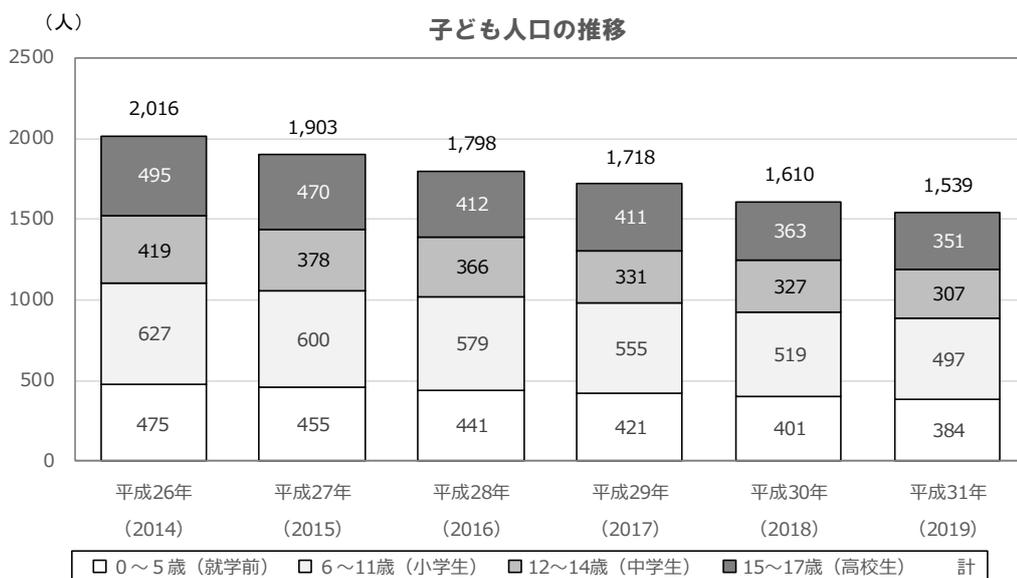
総人口に占める児童数比率で見ると、平成21年の14.3%から平成31年には10.9%へ3.4ポイント減少しています。



※住民基本台帳（平成25年以降は外国人を含む）（各年4月1日時点）

(2) 年齢別子ども人口の推移

18歳未満の子ども数は、0～5歳（就学前児童）、6～11歳（小学生）、12～14歳（中学生）、15～17歳（高校生）のすべての区分で減少傾向です。

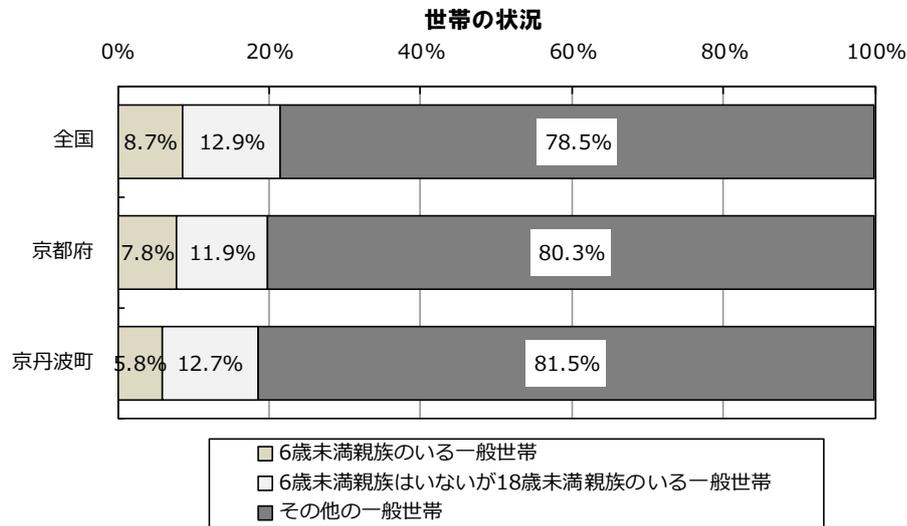


※住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日時点）

子どものいる世帯の割合は低く、6歳未満の子どものいる世帯は、6割程度が核家族

(3) 世帯構造

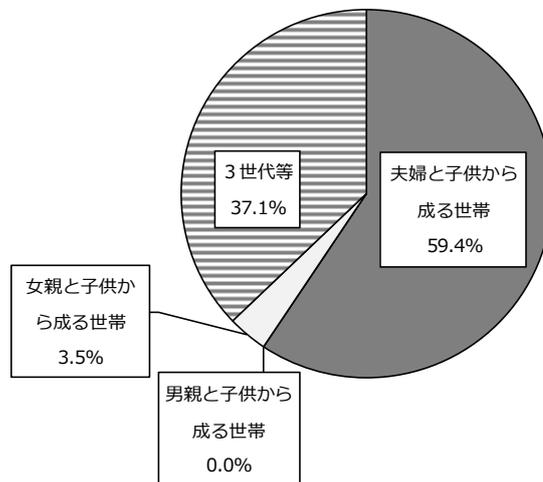
世帯の状況を見ると、6歳未満の子どものいる一般世帯は5.8%、6歳未満はいるが18歳未満の子どものいる一般世帯は12.7%で、合わせると18歳未満の子どものいる世帯は18.5%となり、全国水準・京都府水準を下回っており、本町は子どもがいる世帯の割合が低いことがわかります。



※国勢調査（平成27年）

6歳未満の子ども（432人）のいる世帯は315世帯であり、59.4%が核家族となっています。

6歳未満の暮らす世帯構造



	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯	5,434	14,064	434
6歳未満がいる世帯	315	1,498	432
核家族	198	817	277
夫婦と子供から成る世帯	187	789	265
男親と子供から成る世帯	-	-	-
女親と子供から成る世帯	11	28	12
3世代等	117	681	155

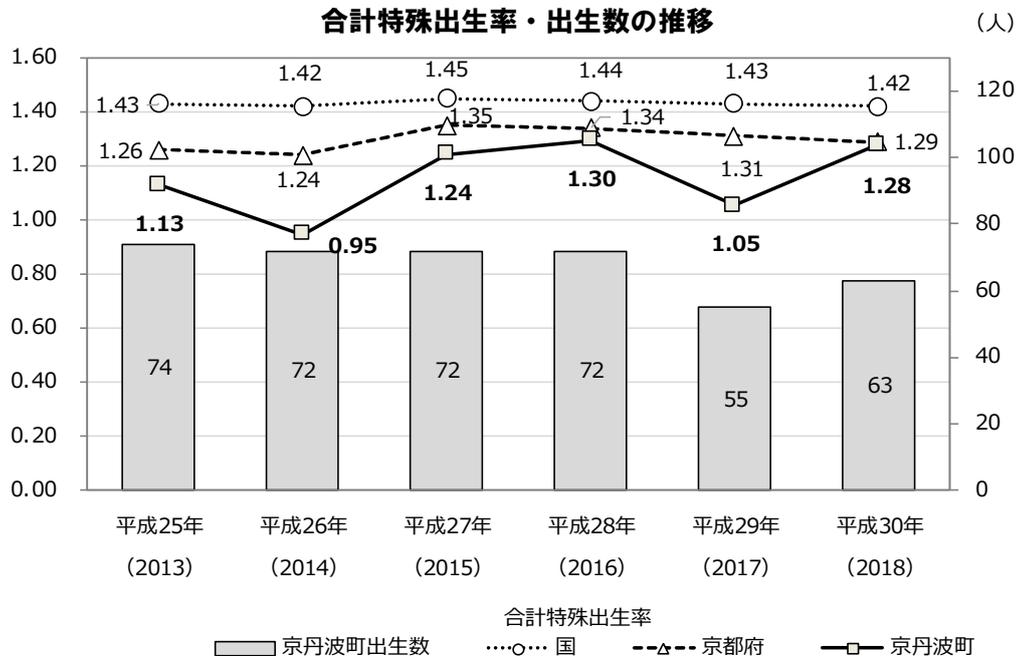
※国勢調査（平成27年）

出生数も減少傾向、合計特殊出生率も低下

(4) 出生の動向

合計特殊出生率の推移をみると、平成25年以降は国・京都府を下回る数値となっています。

出生数についても毎年70人程度で推移していましたが、平成29年は55人と減少しています。



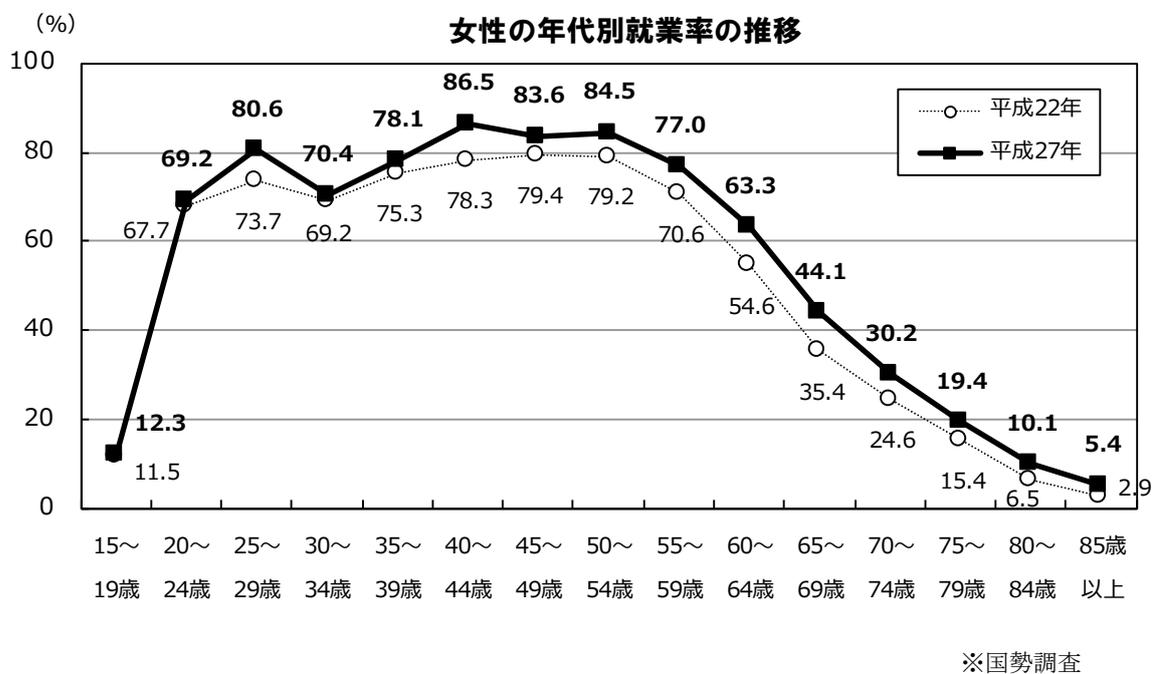
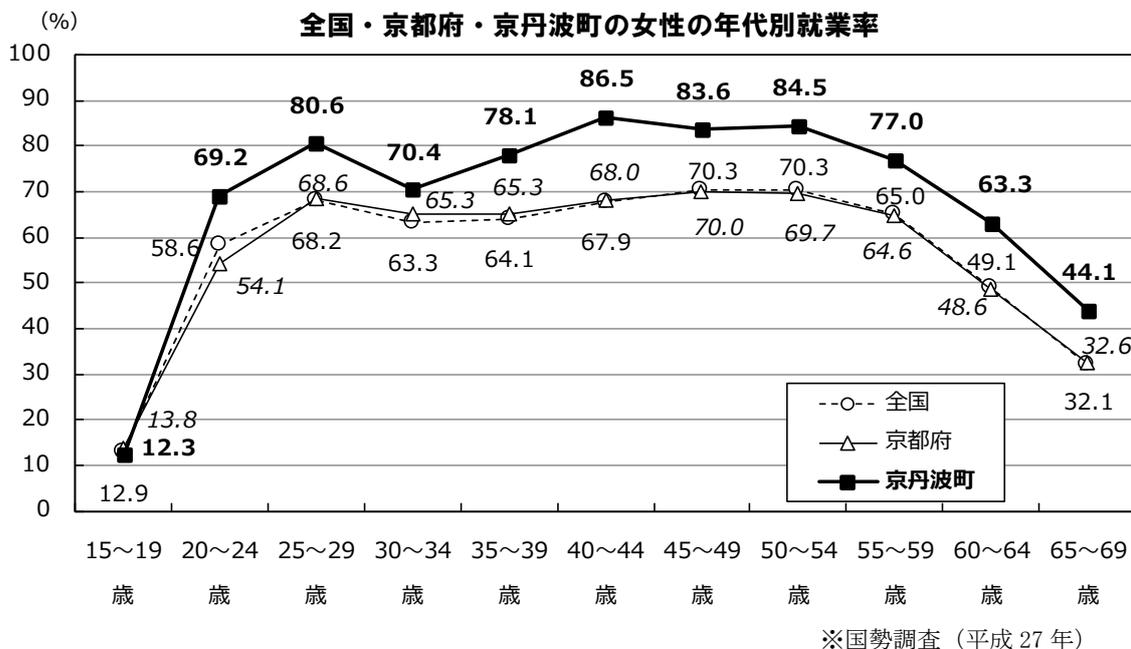
※合計特殊出生率（国、京都府：人口動態統計）、京丹波町（出生数、女性人口により独自算出）

※出生数：人口動態統計

2 女性の就業状況

女性の就業率は高いが、M字カーブの解消はされていない

平成27年の女性の年代別の就業率は、全国・京都府と比べて概ね高い割合となっています。また、平成22年の就業率と比較すると、この5年間で全体的に就業率が上がっている中で、30～34歳の就業率がほぼ変わらないことにより、M字カーブが大きくなっていることがわかります。

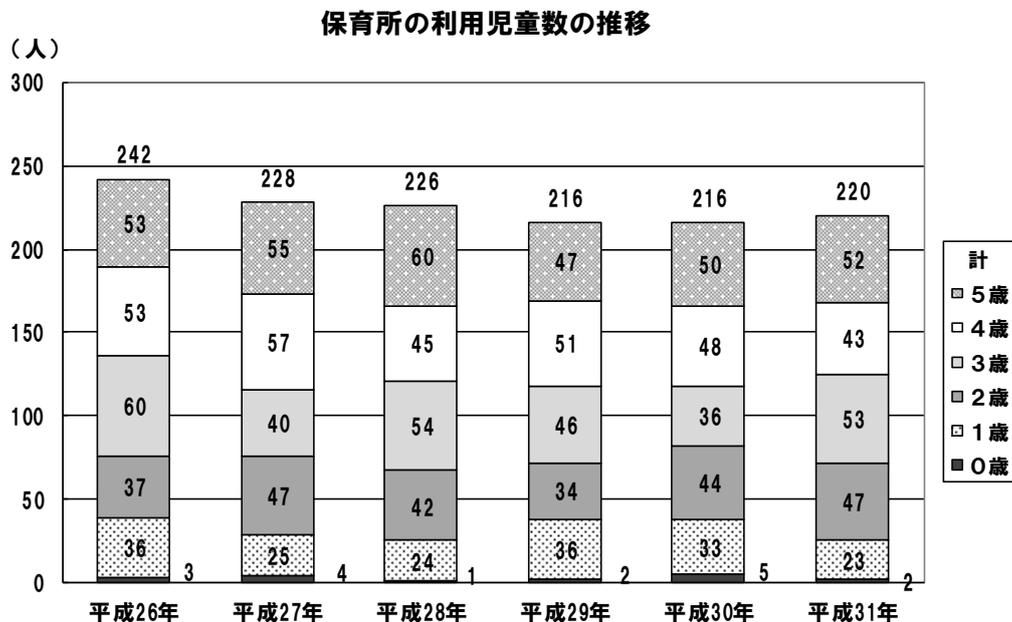


3 教育・保育サービスなどの状況

(1) 保育所の利用状況

町立保育所への入所数は平成27年～平成30年は減少傾向にありましたが、平成31年はやや増加に転じ、220人となっています。

就学前児童数に占める割合は、年々増加しており、平成31年で57.3%となっています。

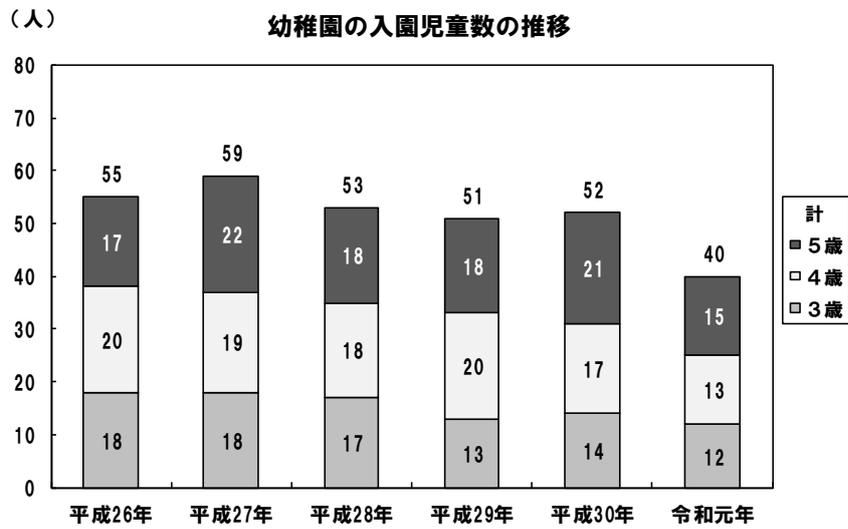


		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
就学前児童数 (人)	0歳	67	61	72	64	47	57
	1歳	78	72	58	74	71	43
	2歳	71	76	73	59	72	75
	3歳	89	71	81	74	59	70
	4歳	84	87	70	79	75	61
	5歳	86	88	87	71	77	78
	計	475	455	441	421	401	384
保育所利用 児童数 (人)	0歳	3	4	1	2	5	2
	1歳	36	25	24	36	33	23
	2歳	37	47	42	34	44	47
	3歳	60	40	54	46	36	53
	4歳	53	57	45	51	48	43
	5歳	53	55	60	47	50	52
	計	242	228	226	216	216	220
就学前児童数に 占める割合 (%)	0歳	4.5%	6.6%	1.4%	3.1%	10.6%	3.5%
	1歳	46.2%	34.7%	41.4%	48.6%	46.5%	53.5%
	2歳	52.1%	61.8%	57.5%	57.6%	61.1%	62.7%
	3歳	67.4%	56.3%	66.7%	62.2%	61.0%	75.7%
	4歳	63.1%	65.5%	64.3%	64.6%	64.0%	70.5%
	5歳	61.6%	62.5%	69.0%	66.2%	64.9%	66.7%
	計	50.9%	50.1%	51.2%	51.3%	53.9%	57.3%

※各年4月1日

(2) 幼稚園の状況

町内には、3歳～5歳児を対象とした町立須知幼稚園があります。在園者数は減少傾向となっており、令和元年は40人となっています。

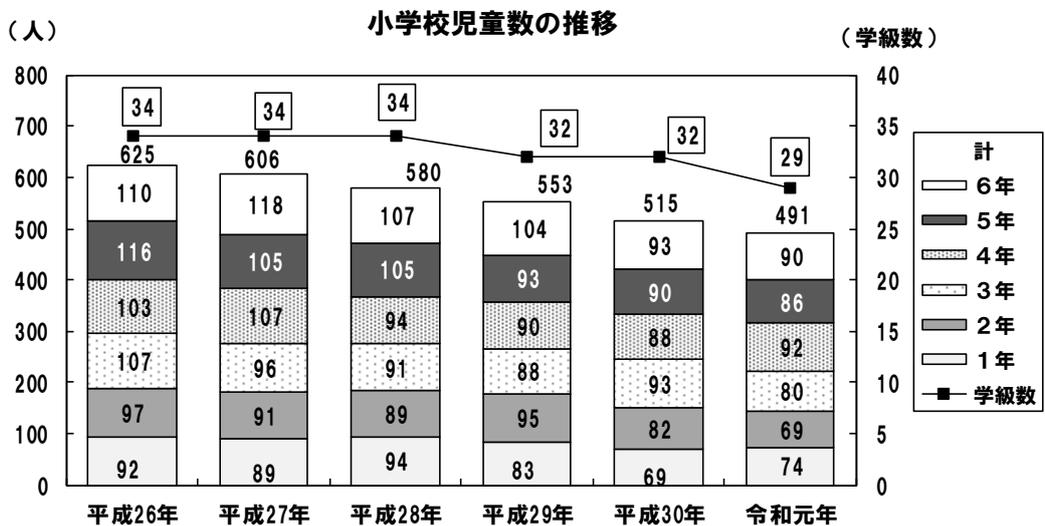


		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
幼稚園数	公立	1	1	1	1	1	1
学級数		3	3	3	3	3	3
在園者数 (人)	3歳	18	18	17	13	14	12
	4歳	20	19	18	20	17	13
	5歳	17	22	18	18	21	15
	計	55	59	53	51	52	40

※各年5月1日

(3) 小学校の状況

町内の5つの小学校の児童数は減少傾向にあり、令和元年5月1日で491人となって、平成26年に比べ134人の減少となっています。



※各年5月1日

4 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び、必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

子育て支援センター事業（ひろば型）を丹波・瑞穂・和知地区の 3 箇所で開設しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人回/月）	222	289	247	204
実施箇所数（箇所）	3	3	3	3

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠届出時（母子手帳発行時）に受診券（基本 14 回、追加検査 14 回）を発行しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件数（件）	80	61	71	57
健診延回数（回）	551	832	665	583

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

全数訪問し、個別で相談にのり、事業の紹介や再訪問など必要な場合にはフォローを実施しています。医療機関との連携や、出産後に町外へ里帰り中の場合は、里帰り先の市町村に新生児訪問を依頼するなどし、母子の状況把握に努めています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件数 (件)	76	69	46	56
訪問率 (%)	98.7	98.6	95.8	98.2

(5) 養育支援訪問事業等

養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

平成 30 年度時点では、訪問実績はありません。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問世帯数 (件)	0	0	0	0
述べ訪問数 (件)	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

平成 30 年度時点では、利用実績はありません。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用児童数 (人日)	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター事業

小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

平成 23 年度より社会福祉協議会に委託して事業を実施。現在はアドバイザーを中心に依頼・提供会員及び利用者の増加に向け取り組んでいます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
低学年（人日）	4	107	1	1
高学年（人日）	0	0	77	53

(8) 一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に関し、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時保育事業は上豊田保育所で実施していますが、子育て支援センター（短時部）利用者であればみずほ保育所とわちエンジェルでも対応しています。また、ファミリー・サポート・センター事業においても乳幼児の一時預かりを行っています。

ファミリー・サポート・センター事業は利用者数が減少傾向ですが、一時保育は利用者数が増加傾向となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ア) 一時保育（人日）	11	26	15	37
イ) ファミサポ（人日）	25	48	20	8

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。上豊田保育所、みずほ保育所、わちエンジェルで実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人）	94	95	95	77
実施箇所（箇所）	3	3	3	3

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

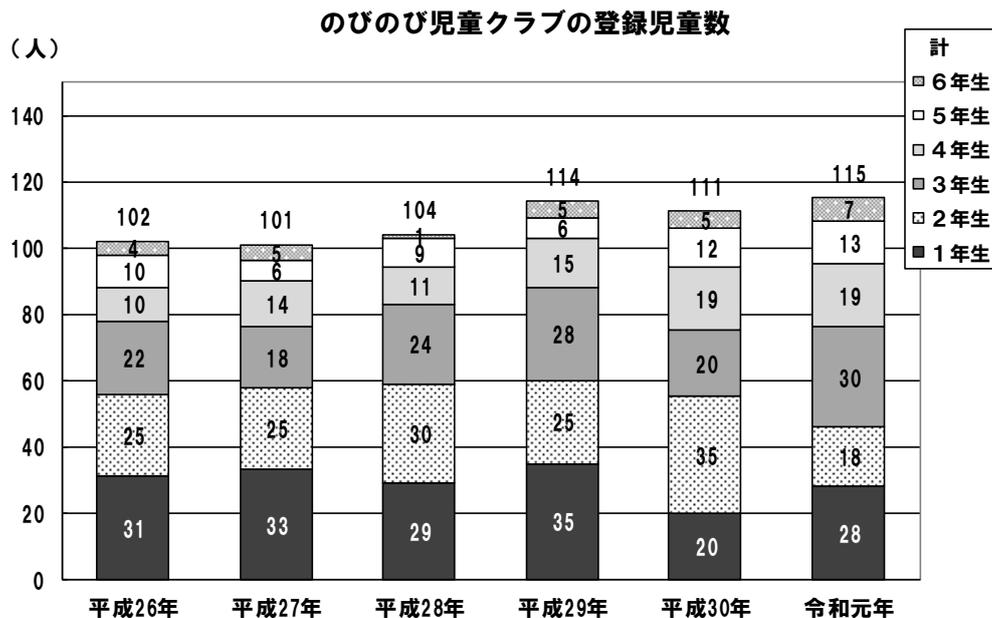
現在、京丹波町には病児・病後児のための保育施設等はありませんが、今後検討します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人日）	0	0	0	0

(11) 放課後児童クラブ（のびのび児童クラブ）

保護者が就労し昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供することで、健全な育成を図る事業です。丹波・瑞穂・和知地区で放課後児童クラブを開設しています。

放課後児童クラブの利用状況を見ると、登録児童数は増加傾向で推移しており、高学年児童の利用も増加がみられます。



※各年5月1日

5 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果から見た子どもを取り巻く状況

(1) 調査の概要

本調査は令和2年度～6年度を計画期間とする「第2期京丹波町子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため、町民の子育てニーズや考え方、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みに資することを目的として実施したものです。

①調査の種類と実施方法

本調査においては、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象（母集団）	実施方法
就学前児童アンケート	町内の就学前児童（0～5歳）の保護者	◇悉皆 430人 ◇幼稚園・保育所入園者は園を通じた配布 その他は郵送配布 ◇園やセンター回収箱、郵送による回収
小学生アンケート	町内の就学児童（小学1～6年生）の保護者	◇悉皆 520人 ◇学校配布 ◇学校やセンター回収箱、郵送による回収

【調査基準日】平成30年9月1日

【調査期間】平成30年11月末～12月14日

②配布と回収状況

調査票の配布と回収の状況は次のとおりです。

	配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	430票	248票	57.7%
小学生アンケート	520票	327票	62.9%

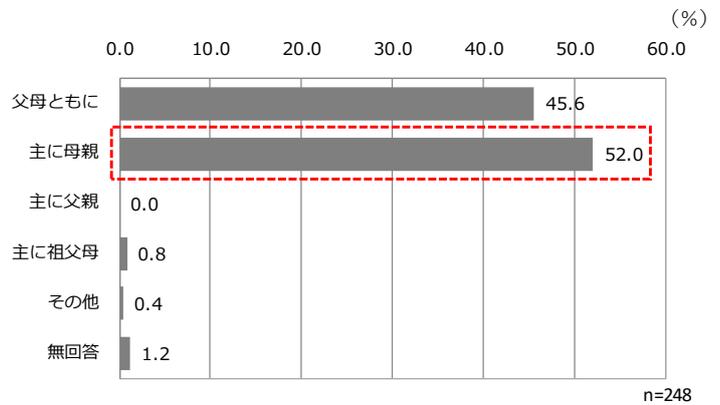
(2) 調査の結果からみる特徴と課題

課題1 子育てを支援する地域社会づくり

○母親の子育ての負担は、やや減っている

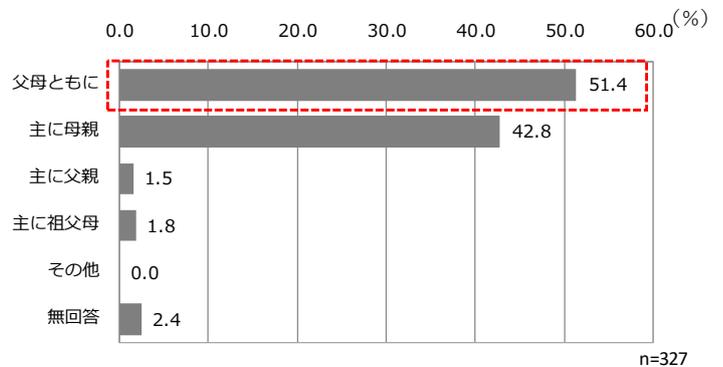
[就学前児童保護者]

- ・子育て（教育を含む）を主に行っている人は、「主に母親」が52.0%で最も割合が高く、平成25年調査と比較すると、「主に母親」が3.2ポイント増加。



[小学生保護者]

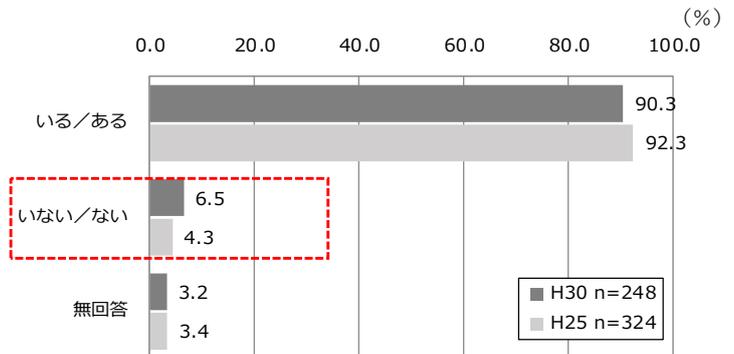
- ・子育て（教育を含む）を主に行っている人は、「父母ともに」が51.4%で最も多く、次いで「主に母親」が42.8%、平成25年調査と比較すると、「主に母親」が5.7ポイント減少、その反面「父母ともに」が4.5ポイント増加。



○就学前児童保護者の相談相手がない人がやや増加

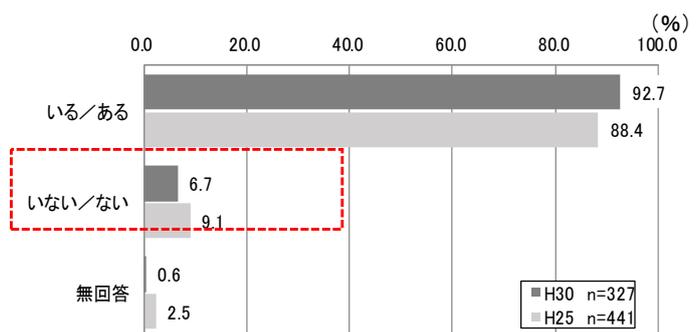
[就学前児童保護者]

- ・子育ての相談相手は「いる／ある」が90.3%、「いない／ない」が6.5%で、平成25年調査と比較すると、「いない／ない」が2.2ポイント増加。



[小学生保護者]

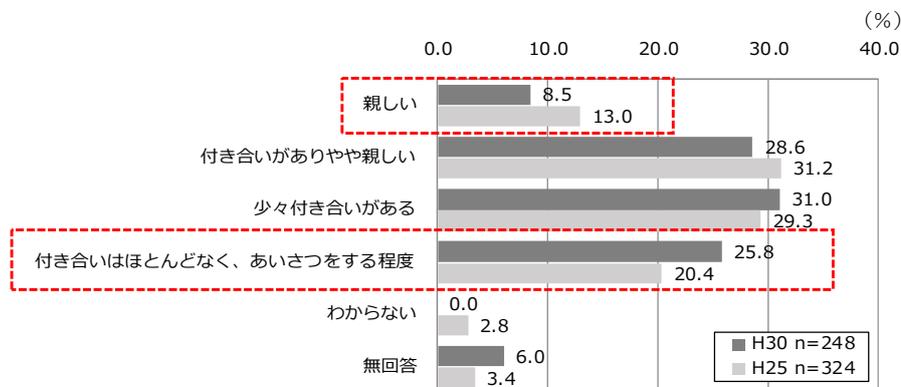
- ・子育ての相談相手は「いる／ある」が92.7%、「いない／ない」が6.7%で、平成25年調査と比較すると、「いる／ある」が4.3ポイント増加。



○近所づきあいは、希薄化

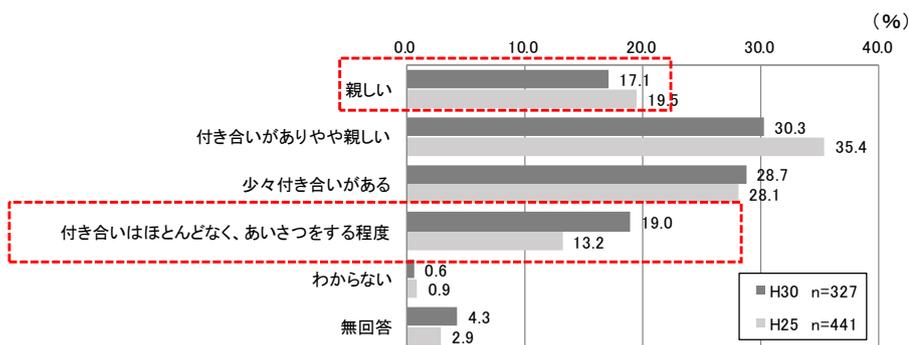
[就学前児童保護者]

- ・近所づきあいは、「少々付き合いがある」が31.0%で最も多く、次いで、「付き合いがありやや親しい」が28.6%、平成25年調査と比較すると、「親しい」は4.5ポイントの減少、「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」が5.4ポイントの増加。



[小学生保護者]

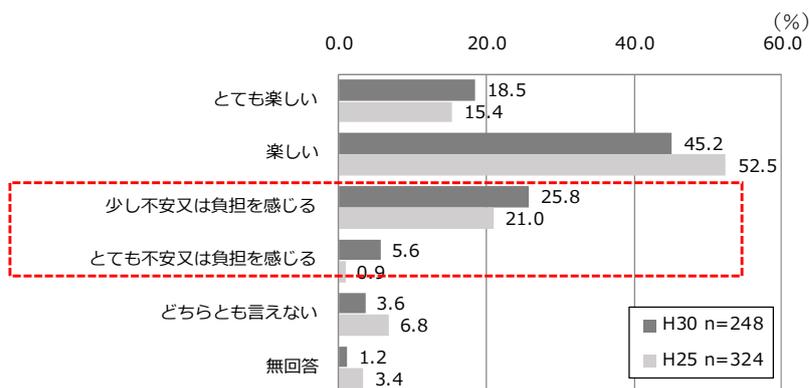
- ・「付き合いがありやや親しい」が30.3%で最も多く、次いで、「少々付き合いがある」が28.7%で、平成25年調査と比較すると、「付き合いがありやや親しい」は5.1ポイントの減少、「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」が5.8ポイントの増加。



○就学前児童の保護者は、子育てを楽しんでいる人が減少

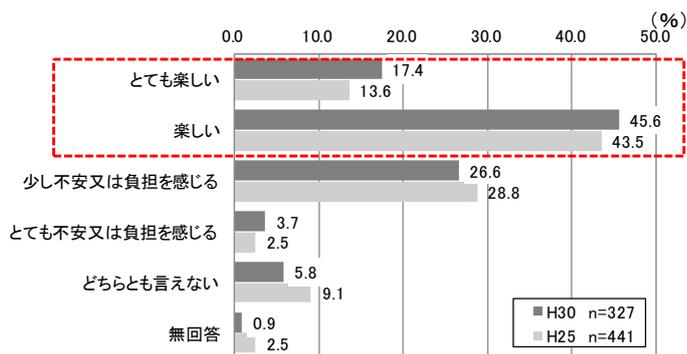
[就学前児童保護者]

- ・子育ての感想は、「楽しい」が45.2%で最も多く、次いで「少し不安又は負担を感じる」が25.8%、「とても楽しい」が18.5%で、平成25年調査と比較すると、「とても楽しい」は3.1ポイント増えている反面、「少し不安又は負担を感じる」が4.8ポイント、「とても不安又は負担を感じる」が4.7ポイント増加しており、肯定的評価は4.2ポイント減少、否定的評価は9.5ポイント増加。



[小学生保護者]

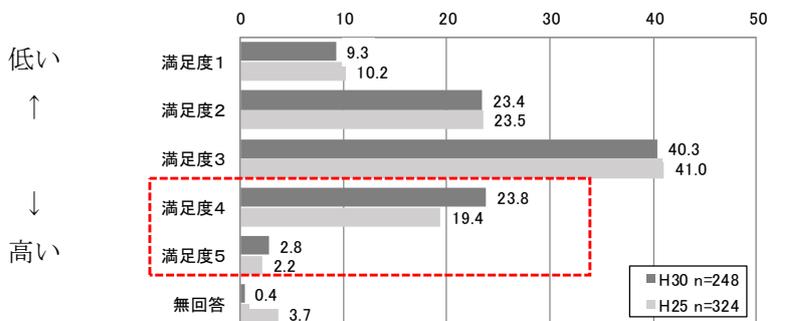
・子育ての感想は、「楽しい」が45.6%で最も多く、次いで「少し不安又は負担を感じる」が26.6%、「とても楽しい」が17.4%で、平成25年調査と比較すると、「とても楽しい」は3.8ポイント増えている反面、「とても不安又は負担を感じる」が1.2ポイント増加しており、肯定的評価は5.9ポイント増加、否定的評価は1.0ポイント減少しています。



○子育て支援の満足度は高まっている

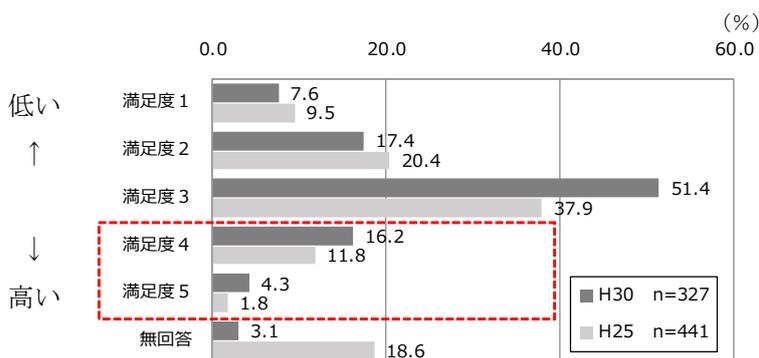
[就学前児童保護者]

・満足度を高い方から5段階で表すと、「3」が40.3%で最も多く、次いで「4」が23.8%となっており、全体では平均値が2.87で、平成25年の平均値2.79に比べ、0.08ポイント増加。



[小学生保護者]

・満足度を高い方から5段階で表すと、「3」が51.4%で最も多く、次いで「2」が17.4%、「4」が16.2%となっており、全体では平均値が2.92で、平成25年の平均値2.70に比べ、0.22ポイント増加。

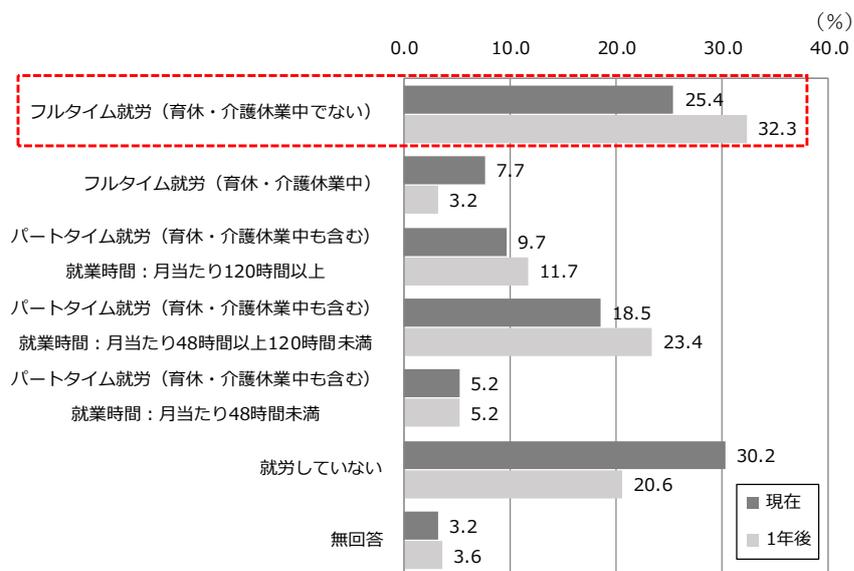


課題2 幼児期の教育・保育の充実

○母親の就労状況は、今後は専業主婦の割合が減り、共働き世帯となることを希望する割合が多い

[就学前児童保護者]

- ・母親の就業状況を現在と1年後を比較すると、現在の就業率は66.5%、1年後は75.8%で9.3ポイント増加しています。

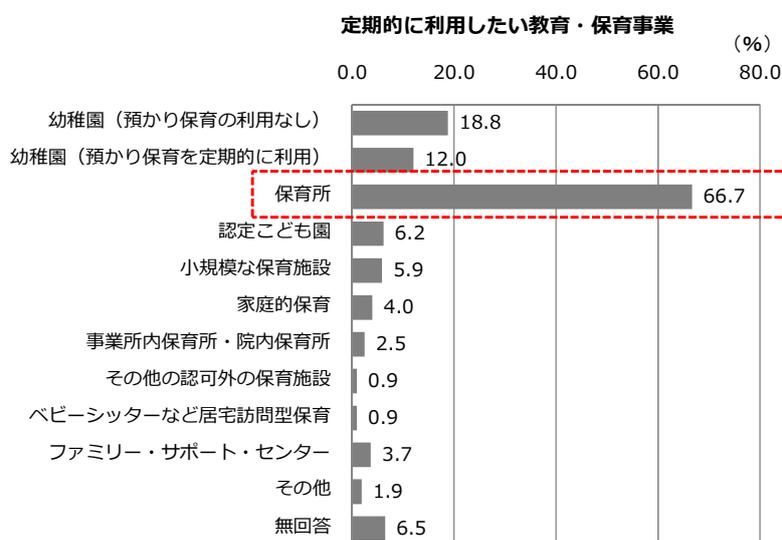


n=248

○利用したい教育・保育事業は「保育所」「幼稚園の預かり保育」の利用意向が高い

[就学前児童保護者]

- ・利用したい事業は、「保育所」が66.7%、「幼稚園（預かり保育の利用なし）」が18.8%、「幼稚園（預かり保育を定期的に利用）」が12.0%。



n=324

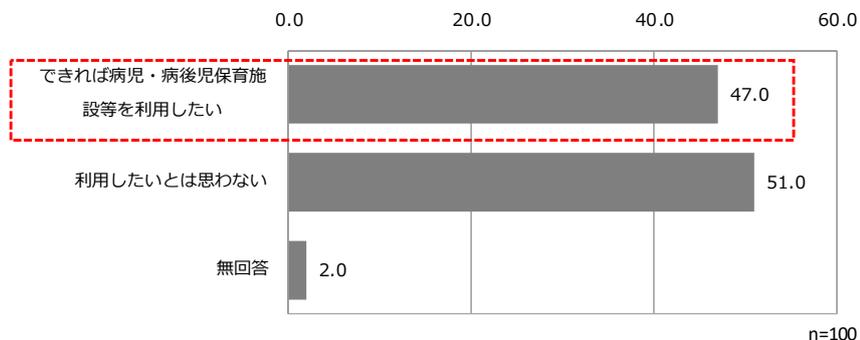
課題3 その他の子育て支援サービス等への検討

○病児・病後児保育施設の利用意向は高い

[就学前児童保護者]

- ・病児・病後児保育施設の利用希望は就学前児童の47.0%と高い。

(%)

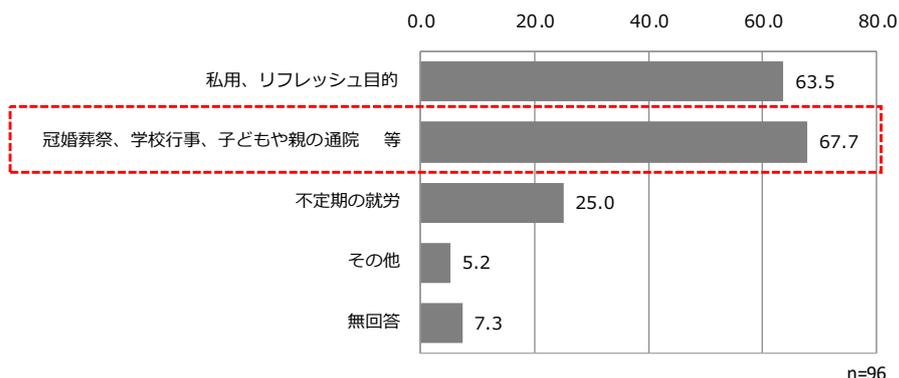


○不定期事業は「私用（買物、子どもや親の習い事等）、リフレッシュ目的」の利用意向が高い

[就学前児童保護者]

- ・不定期事業は38.7%に利用意向がみられ、利用目的としては、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院 等」が67.7%で最も多く、次いで「私用、リフレッシュ目的」が63.5%。

(%)



課題4 子どもたちの放課後の安全で安心な居場所づくり

○母親の就業率の高まりとともに放課後児童クラブの利用意向は高まっている

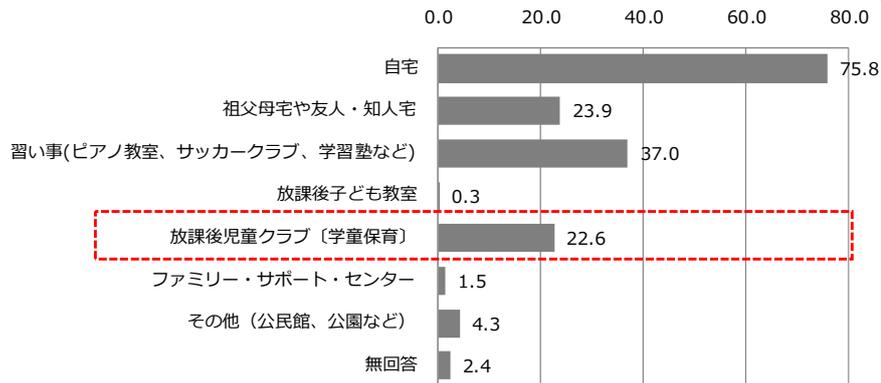
[就学前児童保護者]

- ・就学前児童二ズ調査の放課後児童クラブの利用意向は、46.2%で、平成25年調査と比較すると増加。

[小学生保護者]

- ・放課後児童クラブの利用状況は、「利用している」が22.6%で、平成25年調査と比較すると8.1ポイント増加。

(%)

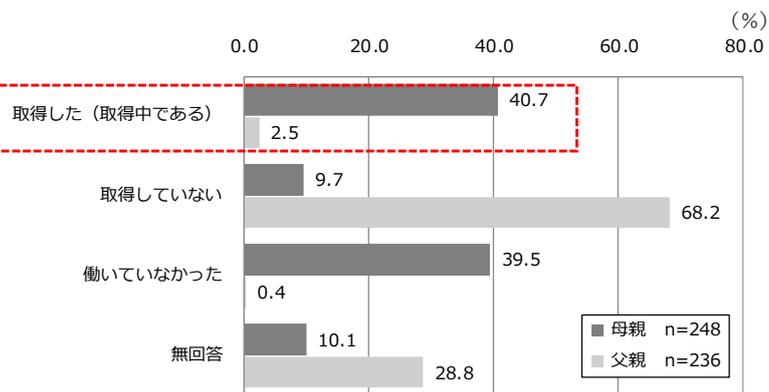


課題5 仕事と子育ての両立支援

○父親の育児休業の取得率はいまだ低い

[就学前児童保護者]

- ・両親の育児休業の取得状況は、“母親”は、「取得した（取得中である）」が40.7%、“父親”は、「取得した（取得中である）」が2.5%。



- ・育児休業後の職場への復帰の状況は、母親は、「育児休業取得後、職場に復帰した」が77.2%、復帰後の短時間勤務は、取りにくい雰囲気「あった」が34.6%。

6 第1期計画の進捗・達成状況

京丹波町では、平成27年度から令和元年度までの5年間の「京丹波町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、施策の達成状況を把握するための指標（目標数値など）を定めています。

(1) 評価の方法

具体的評価にあたっては、3つの基本目標に基づき実施する45の目標指標を、達成度により4つの評価基準で点数化（A：達成率が100%以上＝100点、B：達成率が80%以上100%未満＝75点、C：達成率が60%以上80%未満＝50点、D：達成率が60%未満＝0点）しています。

さらに、6つの基本目標ごとに平均値を算出し、計画全体の検証を行いました。（※平均値が高いほど良い評価となる）

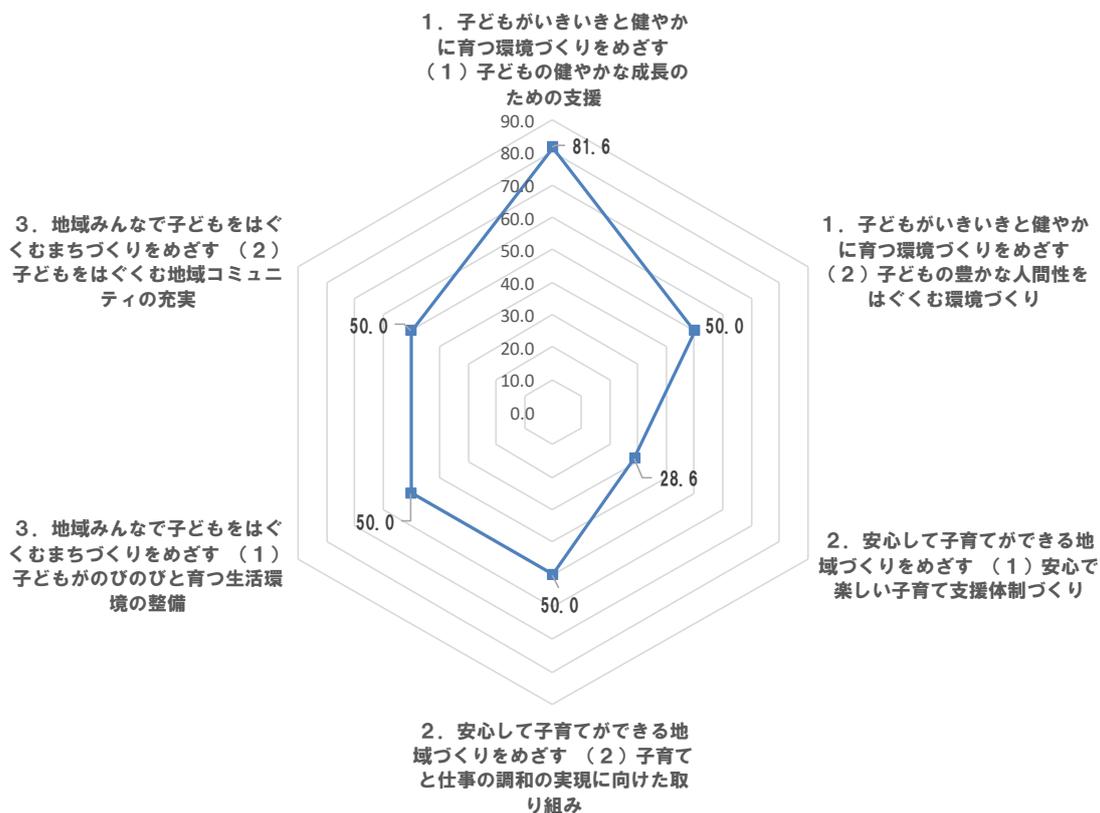
(2) 基本目標、基本施策ごとの評価

計画全体の評価の平均値は59.2点となっています。

基本目標の評価としては、「基本目標1. 子どもがいきいきと健やかに育つ環境づくりをめざす」が68.0点で平均値を上回っている一方で、「基本目標2. 安心して子育てができる地域づくりをめざす」が35.0点、と「基本目標3. 地域みんなで子どもをはぐくむまちづくりをめざす」は50.0点となっており、平均値を下回っています。

特に「基本目標2（1）安心して楽しい子育て支援体制づくり」は28.6点と低くなっています。

目標指標の評価



平成 30 年度における目標指標の状況については以下のとおりです。

A:達成率が 100%以上
 B:達成率が 80%以上 100%未満
 C:達成率が 60%以上 80%未満
 D:達成率が 60%未満

	目標指標	30年度 実績	目標値 (令和元年度)	達成率
1. 子どもがいいきと健やかに育つ環境づくりをめざす				
(1) 子どもの健やかな成長のための支援				
① 子どもや母親の健康の確保				
	母子手帳の発行(発行率)	100%	現状維持 (100%)	A
	保健師による面談・電話相談(実施率)	100%	現状維持 (100%)	A
	ベビーマッサージ教室(参加率)	41.3%	55%	A
	乳幼児健診(受診率)	99.0%	100%	A
	ブックスタート事業(乳児前期健診 受診率)	100.0%	100%	A
	フッ化物塗布(受診率)	48.9%	50%	B
	2歳児歯科教室(受診率)	100.0%	95%	A
	乳児相談(参加率)	37.7%	45%	B
	—	—	—	B
	予防接種事業(MR予防接種2期接種率)	95.8%	95%	A
	子宮頸がん検診(受診率)	20.9%	55%	D
	乳がん検診(受診率)	15.0%	35%	D
② 食育の推進				
	離乳食教室(開催回数、参加人数)	16回 55人	15回 100人	A
	食育講座(交流会と各センター単独事業)	3回	4回	C
	校種間連携の実施学校数	8校 (全小中学校)	現状維持 (全小中学校)	A
	学校支援地域本部事業による取り組み学校数	5校	現状維持 (2校)	A
③ 小児医療の充実				
	医療機関の情報提供(広報お知らせ版への掲載)	毎月	現状維持 (毎月)	A
	乳幼児健診(事故防止啓発の実施率)	100%	現状維持 (100%)	A

	目標指標	30年度 実績	目標値 (令和元年度)	達成率
	(2) 子どもの豊かな人間性をはぐくむ環境づくり			
	①次代の親の育成			
	福祉施設訪問、ボランティア体験活動の実施学校数	8校 (全小中学校)	現状維持 (全小中学校)	A
	小中学生との交流事業(回数)	保育所6回 幼稚園6回	保育所9回 幼稚園5回	B
	園外保育、保育体験実習の実施園数	現状維持 (園外保育4園、 保育体験実習2 園)	現状維持 (園外保育4園、 保育体験実習3園)	B
	スポーツ少年団活動実績(クラブ数、団員数)	11クラブ 194人	現状維持 (13クラブ)	B
	②子どものころをはぐくむ教育の充実			
	学習支援員配置事業(配置校数)	8校 (全小中学校)	現状維持 (全小中学校)	A
	図書室の環境整備(設置室数、新規購入冊数)	6室 628冊	現状維持 (6室、701冊)	B
	教育相談事業の充実(スクールカウンセラー配置)	学校数4校 人数4人	現状維持 (3校、3人)	A
	教育・保育施設の整備(新規整備)	0園	1園	D
	③思春期保健対策の充実			
	子育て講演会(参加人数)	0人	160人	D
	④子どもの健全育成の推進			
	子ども相談窓口の充実(専用電話対応件数)	2件	5件	D
	〃 (幼稚園における対応件数)	0件	12件	D
	こころをケアするカウンセリングの実施 (対応窓口設置箇所数)	0箇所	1箇所	D
	⑤学校・家庭・地域社会の連携			
	子ども・子育て審議会(開催回数、主な審議事項)	3回	5回 見直し及び策定	D
	子どもを守る地域ネットワーク協議会 ①実務者会議 ②代表者会議	①6回 ②2回 関係機関研修 会1回	現状維持(①6 回、②2回)+ 関係機関研修 会1回	A

	目標指標	30年度実績	目標値 (令和元年度)	達成率
2. 安心して子育てができる地域づくりをめざす				
(1) 安心して楽しい子育て支援体制づくり				
① 幼児期の教育・保育及び多様な子育て支援サービスの充実				
	子育てサークルなどの活動支援 (新規設立サークル件数)	0件	1件	D
	未就園児開放日の設定(実施回数、参加者数)	(幼)年6回、 年50人 (保)476回、 1,259人	(幼)年6回、 120人 (保)年490回、 延2,730人	D
② 子育て支援のネットワークづくり				
	子育て支援センター事業 (単独・交流事業延参加人数)	980人	1,500人	D
③ 子どもに関する専門的な支援の充実				
	障害児保育への対応(実施保育所数)	3保育所	現状維持 (3保育所)	A
	児童虐待相談窓口の広報	・広報紙掲載:4 月 48.11.3 ・啓発活動:2回	・広報紙掲載: 毎月 ・啓発活動:3回	D
	子どもを守る地域ネットワーク協議会 (新規相談対応件数)	8件	15件	D
	すこやか祝金(支給率)	100%	現状維持 (100%)	A
(2) 子育てと仕事の調和の実現に向けた取り組み				
① 子育てと仕事を両立するための意識啓発				
	きらりセミナーの開催(開催回数、延べ参加者数)	2回 68人 H30年度の実 績は、3回のう ち1回中止	3回 230人	C
	マタニティ・産後ヨガ教室(参加率)	36.0%	20%	A
② 働きやすい環境づくり				
	きらりフォーラムの開催(参加者数)	71人	170人	D
3. 地域みんなで子どもをはぐくむまちづくりをめざす				
(1) 子どもがのびのびと育つ生活環境の整備				
① 安心・安全な環境の整備				
	通学路安全点検(実施回数)	2回	現状維持 (1回)	A
	チャイルドシート購入助成(件数、助成額)	284,154 円	60件 600,000円	D
(2) 子どもをはぐくむ地域コミュニティの充実				
① 地域で子どもをはぐくむ意識の醸成				
	園児と地域住民の交流事業(実施回数)	保育所11回 幼稚園3回	保育所15回 幼稚園15回	D
② 子育てを支える地域活動の推進				
	子育て支援団体などの交流事業(開催回数)	1回	1回	A

第6章 計画管理

1 計画の推進にあたって

本計画は、福祉、保健・医療、教育、防犯など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政だけでなく、住民参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら、一体となって進めていくことが重要です。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を見守り、はぐくんでいくため、それぞれの役割や責任を再認識し、連携をより一層強め、計画の実現に向けた取組を次のように進めていきます。

(1) 庁内体制の整備

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係各課や関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

また、すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、次世代育成並びに子ども・子育て支援に関する知識と意識を高めていきます。

(2) 住民との協働の推進

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、事業主、関係団体などが本計画の基本理念を共有し、地域が子ども・子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

また、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握する中で、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係機関や関係団体などの活動を核とし、子育て支援団体の育成を図りながらより一層の連携を強化することにより、地域全体で子どもを育てる機運を高めていきます。

(3) 国・府との連携

住民に最も身近な行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や府に対し、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

2 計画進行管理の体制と仕組み

(1) 子ども・子育て審議会の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検します。

この点検結果に基づき、子ども・子育て審議会で協議し、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

(2) 住民意見の反映

あらゆる機会を通じて住民意見を把握し、住民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

- 京丹波町子ども・子育て審議会設置条例
- 京丹波町子ども・子育て審議会 委員名簿 等